

コスタリカ「防犯の手引き」
防犯の手引き

1992年10月1日
在コスタ・リカ日本国大使館

今般安全対策の基本的事項をまとめましたので、各自熟読の上緊急時に臨機応変の措置を取り、落ち着いて対処するよう心掛けて下さい。

1. 一般緊急事態対処

(1) 平素の準備

a 緊急に備え、最小限のものは一つにまとめ、何時でも直ぐに移動出来るようにしておく。

- ・旅券（査証、検疫証明書等）
- ・現金（ドルが望ましい。）
- ・衣類等
- ・その他（日用品、医薬品、銀行預金等）

b 自動車の整備（燃料は常時、満タンにしておくように心掛けておく。）

c 大使館、日本人会等との相互連絡を密にする。

(2) 緊急時の心構えおよび取るべき措置

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、大使館は邦人保護に万全を期するため、日本人会との緊密な連携を保ちつつ、所要の情報収集、情勢判断および対策の策定を行い、これらを連絡網により各位に随時通報するよう最大限の努力をするので平静を保ち、卑しくも流言蜚語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれないように注意するとともに、邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取、大使館への問い合わせ等により、正確な情勢の把握に努める。

また、生命、身体、財産に危害が及び、または、及ぶ恐れのある場合には、当国警察に通報し救護を求めると共に、大使館に通報する。

(3) 避難等

緊急事態が発生しても、情勢によっては自宅に居残り、門を閉ざしている方が安全なこともあり得るので、慎重に行動する。大使館から避難勧告があった場合はこれに従い、速やかに行動を開始する。

2. テロ・盗難等対処

当国では刑事事件の犯人検挙率はかなり低く、また警察に連絡しても到着までかなりの時間を要するため、十分な措置がとれない場合が多い。したがって、普段より自己防衛を心がけなければならない。

(1) 一般的注意事項

- a 普段から華美な服装や行動を避け、できるだけ目立たないようにする。
- b 外出予定、帰宅予定等を常に家族または信頼できる友人に知らせておき、何時でも連絡がとれるようにしておく。
- c 夜間外出はなるべく避け、外出する場合もなるべく二人以上とする。
- d 常に身近に注意し、日常と異なる事柄を発見する習慣をつける。
- e 犯人は一般に犯行前に攻撃目標の下調べをするので、通勤や買い物等の経路や時間を変える等、不規則な行動により相手に予見させない。
- f 住居、事務所、車両、人物等の写真をむやみに撮らせない。
- g 事件等を目撃してもメモや写真を撮ったり、現場で注視したり捜査に積極的に協

力していると犯人側に思われるような行動を取らない。

(2) 自宅、事務所等における注意

- a 建物及び部屋の出入口のドアは常に閉めておく。
- b 鉄製ドア、二重ドアを設けることが望ましい。
- c 来訪者は覗き窓から確認し、未知の者には簡単にドアを開けない。
- d 電話で招待または呼び出しを受けた場合、確認の電話を入れてから行動する。
- e 強盗に入られたら抵抗せず、犯人に安心感を与える。人相、服装、その他の特徴を観察し、犯人逃走後速やかに警察に通報する。
- f 外周、庭内に照明灯をつける。

(3) 自動車に関する注意

- a 乗車前に車内外を点検する習慣をつける。
- b 走行中は前後の車にも注意を払い、尾行車や不審な車がないか気を付ける。
- c ヒッチハイカー等むやみに乗せない。
- d 一旦停止の場合、直ぐ発進できる態勢を取る。
- e 自宅や事務所前に駐車中のタクシーには気を付ける。

(4) 郵便物等に関する注意

- a 開封前に差出人、形状、重さ、音等に注意する習慣をつける。
- b 不審な小包等が届いた場合、差出人に確認するなどしてから開封する。
- c 危険を感じたら開封せず小包から離れ、警官等に処置を依頼する。

(5) 脅迫電話、爆弾予告電話等の対処

- a 自宅、事務所等では出来るだけ言葉に不自由がなく冷静な人が対応する。
- b 相手の言うことを復唱しながら正確に聞く等出来れば録音、メモ等を取る。
- c 爆弾ならどこにあるか、いつ爆発するか、外見はどんな物か等質問し、少しでもヒントを掴むよう努力する。
- d 電話相手の周囲の音や声にも気を付ける。
- e 責任者が避難の必要を感じた場合は、直ちに周囲の人を避難させる。その場合、出来るだけ簡潔、明確な指示を行い、パニック状態に陥らないように配慮する。
- f 企業などでは、各部位の不審物捜査範囲を決めておき、迅速かつ遺漏なくチェックできるような態勢を整えて置くことが望ましい。
- g 発見しても絶対に触れないこと。必要な場合、タイヤ等で囲いをする。
- h 速やかに警察に連絡する。

(6) 人質となった時の心得

不幸にしてテロによる人質となった場合には、抵抗せず調和を保つ努力をする。

- a 本人の心得
 - (a) 捕らえられて孤独な状況に置かれても、家族、関係者、当国、わが国官民等多くの人々が一体となって安全な救出に努力している事を忘れず、常に冷静沈着に心掛け、希望を捨てないこと。
 - (b) 犯人の指示には出来るだけ従い、挑発したり、刺激しないようにし、肉体的争いは絶対にしない。
 - (c) 一般的に言って、逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には、逃走を図らない。
 - (d) 移動する際は、時期、方向、速度、距離、臭い、声、音を含むすべての下界の動きに注意し、記憶するように努める。
 - (e) 犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。
- b 家族の心得
 - (a) 直ちに大使館に連絡する。
 - (b) 電話にテープレコーダーを取り付け、スペイン語の堪能な人を付ける。
- c 身代金問題その他
 - 交渉人を特定する必要がある場合に備え、予め委任または相談する人物を定め、その旨限られた家族、同僚に知らせておく。

参考図書

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 「海外における誘拐対策Q&A」 | 外務省領事移住部邦人特別対策室編 |
| 2 「海外における脅迫事件対策Q&A」 | 外務省領事移住部邦人特別対策室編 |
| 3 「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」 | 外務省領事移住部編 |
| 4 「海外安全ハンドブック」 | 外務省監修 トラベルジャーナル編 |
| 5 「海外安全対策」 | 首藤信彦著 日本経済新聞社刊 |
| 6 「海外生活の危機管理」 | 樋口健夫著 実業之日本社刊 |
| 7 「海外ビジネスマンの危機管理術」 | 大泉光一著 新潮選書 |

(注) 上記1～3の小冊子につきましては、大使館に在庫がございますので、ご入用の方はお申出下さい。

コロンビア【安全の基礎】
コロンビア共和国
Republic of Colombia

(注) 1994年1月15日現在、コロンビアには観光旅行自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

日本とコロンビアとの間には査証免除取極があるので、観光、知人訪問など90日以内の滞在予定者は無査証で入国できる。

ただし、90日以上滞在を予定する駐在、就労、留学等の場合は、目的にあった査証（居住、一次もしくは業務査証）を在日コロンビア大使館で事前に取得する必要がある。

なお、査証申請に必要な書類は、おおむね旅券、警察証明書、健康診断書等であるが、詳細はコロンビア大使館に問い合わせること。

●出入国審査

旅券および必要事項記入済みの入国カードを入国審査官に提示すればよく、入国審査は特に厳しくない。

出国時には、短期滞在者の場合は旅券および出国カードの提出のみで審査上の問題は無い。長期滞在者の場合は、コロンビア発給の身分証明書および未成年者を同行するときは、未成年者の出生証明書および親の PERMISO DE SALIDA（出国許可証）を合わせて提出しなければならない。

●外貨申告

持ち込み金額についての規制はないが、必要以上に多額（1万米ドル以上）を持っていると、麻薬との関連を疑われ没収される場合があるので注意を要する。また、1回の入国に際して、米ドルからペソへの換金は最高2万5000米ドルまでと定められている。

●通関

武器、麻薬、その他植物、食料品（生もの、米等）の持ち込みは禁止されている。ただし、長期滞在者の移転荷物については、関税を支払って、所定の通関手続を経れば持ち込める。また、非関税で持ち込める品物は、書籍類6冊、酒類6本、カメラ等小型家電製品各2個までの合計金額1000米ドルと定められている。

滞在時の留意事項

●滞在届

前述の居住、一次および業務査証取得者で長期滞在（1年以上）をする人は、大統領府治安局（DAS）に外国人登録をして、身分証明書の発給を受けなければならない。

●旅行制限

旅行制限はないが、治安の関係上、旅行可能地域は制限される。

●写真撮影の制限

軍関係施設、基地等は撮影禁止。その他、政府関係の私邸等は武装兵士により警護されているので、これらにカメラを向けるのは避けたほうが無難。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

コロンビアは、麻薬（コカイン、ヘロインおよびマリファナ）の密輸犯罪組織が強力な国であるが、政府はその取り締まりに躍起となっており、麻薬の所持、使用、密輸を行っ

た者は厳罰に処される。

他方、近隣諸国は、コロンビアからの麻薬の持ち込みに神経をとがらせており、特にアメリカ入国の際にはチェックが厳しい。

●不法就労

身柄拘束後、国外退去の処分を受ける。

●治安維持

外国人の政治活動は禁止されている。この取り締まりはDAS（大統領府治安局）が当たっているが、違反者は強制送還される。

コロンビアには、極左ゲリラ、麻薬マフィア、極右パラミタリー・グループ等種々のテログループが存在し、複雑な政治関係となっているので、集会等政治活動に参加しないほうが無難である。また、一部のテロ・ゲリラ多発地域には軍の展開もあるので、十分な配慮が必要である。また、近年ボゴタ、メデジン、カリなどの大都市における一般治安が悪化する傾向にあるので、旅行者の一人歩きや夜間外出は極力避けたほうがよい。

その他特殊取締

ゲリラや麻薬シンジケートが出没する地域（バジェ、カウカ、アンティオキア、サンタンデール、ノルテデサンタンデール等）や、都市間を結ぶ道路および国境付近では、軍、警察による検問が頻繁に行われているので注意を要する。停止指示をうっかり見逃したりすると発砲されるので、検問に出会ったときには警察官や兵士の指示に従うこと。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の大多数がカトリック教徒であるが、信仰の自由が保障されている。

食事、飲酒等については問題ないが、衛生上の観点から露店飲食はできるだけ避けたほうがよい。

また夜間の繁華街では、けんかが殺人事件にまで発展することが多い。言動に十分注意し相手方の反感（銃器を所持している者が多い）を買わないように注意すること。

道路は車両優先であるので、歩行者は、横断歩道といえども十分に注意して通行する必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス

全般的に治安は悪く、泥棒をはじめとして、強盗、殺人、誘拐事件が多発している。泥棒も複数の場合が多く、かつ武器（拳銃、ナイフ等）を所持していることから、抵抗しないことが原則である。

夜間の外出、犯罪多発地区への出入りを避け、宿泊場所は多少料金が高くても安全な場所を選ぶことが必要である。

空港では、置き引きが多発している。特に、チェックインの最中やレストラン等で飲食しているときの被害が目立つので、飛行機に搭乗するまで、気を抜かないようにすること。

なお、地方に旅行する場合は大使館に連絡を取り、十分な治安調査を事前に実施することが必要である。

健康上の留意事項

首都ボゴタは赤道に近い北緯4度に位置し、2600メートルの高地にあることから四季がなく、年中秋の気候である。なお、山岳気候のため昼夜の温度差が大きく、風邪をひきやすいので注意しなければならない。

また、高地のため空気中の酸素量が少なく、いろいろな高地障害、たとえば動悸、息切れ、睡眠がよくとれない等が起こることがある。その他、長く滞在していると血液中の赤血球の数が増えること等が指摘されており、循環器系の病歴のある人などは、事前に長期

滞在の適不適について診断を受けたほうがよい。

ほかの主要都市メデジン、カリは、それぞれ高度1538メートル、995メートルに位置し、温暖～熱帯性の気候である。高度1200メートル以下では、ほぼ全域にわたりマラリア汚染地域となっている。うち半分は熱帯性マラリアであり、クロロキン耐性マラリアも多い。また、太平洋岸ではコレラが増加しており、その他の細菌性疾患（チフス、赤痢等）や寄生虫疾患も数多く見られる。太平洋岸からカリブ海岸にかけては、A型肝炎が蔓延している。ポゴタも含めてアメーバ性大腸炎による下痢が多い。生水・生野菜を避けるのは常識となっているが、魚介類は料理したものを含めて注意が必要である。

緊急時の連絡先

（警察）

POLICIA Tel.112

DAS（大統領府治安局） Tel.277-6666

交通警察 Tel.237-6263

（消防署） Tel.119, 212-0542

（救急車）

赤十字 Tel.231-9008

社会保険組合 Tel.269-0800, 268-1256

緊急時の言葉

「警察」＝ポリシア

「助けて」＝ソコーロ

「泥棒」＝ラポネロまたはラドロン

「救急車」＝アンブランシア

緊急時にはまず、ソコーロと叫べば誰かの助けを得られるので覚えておくとよい。

在外公館アドレス

●大使館

在コロンビア大使館

Embajada del Japon, Carrera 9a A, No.99-02, (Piso 6) Edificio Latinoamericana de Seguros, Santa Fe de Bogota, Colombia

Tel.618-2800

コロンビア「防犯の手引き」

治安防犯の手引

1987年4月

在コロンビア日本国大使館

治安防犯の手引

当国は、誘拐、殺人、強盗事件が多発しており、日常生活においても盗難事件など治安上注意を要する状況が続いております。従ってこれらの事件の被害者とならないように平素より物心両面で十分準備をしておくことが大変肝要なことと思います。

皆様方の御参考のため「治安防犯の手引」を作成いたしましたので、熟読の上、注意事項を励行し、状況に応じて臨機応変の措置をとり落ち着いて対処するとともに、不注意により被害に会わないように心がけてください。

テロ、盗難等に関する注意事項

当国では、犯人が検挙される率はかなり低く、また、緊急の際、警察に連絡しても到着まで通常30分以上かかるため、十分な処置がとれない場合が多い。従って普段からスキを作らないように、ある程度の自己防衛に心がけることが必要です。

1 一般的注意事項

- (1) 事件等を目撃しても、メモや写真を撮ったり、現場で注視したり、犯人側に、捜査に積極的に協力していると思われるような行動をとらない
- (2) 負傷者の救助等の行動をとる場合には、加害者と誤認されないよう慎重を期する。
- (3) 常に身近に気をくばり、日常と異なる事柄を発見する習慣をつける。
- (4) 住居、事務所、車両、人物等の写真をむやみに撮らせない。
- (5) 一般に、犯人は、犯行前に攻撃目標の下調べをするので、通勤や買物の際は、その経路や時間を変える等、不規則な行動をとることにより、相手に行動を予見させない。
- (6) 金持、重要人物と見られるような華美な服装や高級車の使用をさける
- (7) 電話は盗聴されている可能性を考え、旅行等行動に関する会話には注意する。
- (8) 夜間外出は、なるべく避け、外出する場合も1人は避け、帰宅時間を家族または信頼できる友人に知らせておく。
- (9) 単身赴任の場合、友人と定期的に通信することに心がけておく。
- (10) 事件発生の際、投棄し救援を信頼できる文書を用意し、常時携帯する

2 移動に関する注意事項

移動中は防衛が手薄となりやすく、特に住居等の出入時が最も危険である。

(1) 出入及び駐車

- ア 可能な限り出入口を頻繁に変える。
- イ 建物から出る際、怪しい車や人をチェックする習慣をつける。
- ウ 車及び車の駐車位置を変える。
- エ 立会わずに車のトランクに物を入れさせない。
- オ 駐車中は常に施錠をし、鍵を渡すような駐車場には入れない。
- カ 市街での駐車中は、運転手を車から離さない。原則＝禁路上駐車
- キ 乗車前に車内、周囲を点検し、不審物の有無を調べる。

ク 自宅や事務所前に駐車中のタクシーは可能な限り利用しない。

(2) 移動

ア 乗車位置を変える。

イ ドアは必ずロックし、窓は開けない。

ウ 乗ってから行き先を告げる。

エ 人、車の多い道を使い、ルートや時間を変える。

オ 中央車線寄りを走行する。

カ 一旦停止の場合、車間距離を保って停止し、直ちにローギアに入れ、即発進の態勢をとる。

キ 犯人は道路、水道、電話等公共施設の工事人を装うことがあるので工事現場等に注意する。不審な場合には引き返すか、迂回路を

ク ヒッチハイカー等を乗せない。

3 車で移動中の危険の回避

(1) 尾行を感知した場合

安全な避難場所（軍、警察等）で停止し、様子を見る。その後、可能ならば経路の変更、Uターン等で相手をまく。

(2) 攻撃の危険が切迫した場合

安全性を十分しんしゃくし、可能な限り高速で安全な避難場所または人、車の往来の多いところまで逃げ、保護を求める。

(3) 射撃を受けた場合

車の窓の線より下に伏せる。銃撃が止んだ後、可能と判断されれば、高速で、できるだけ蛇行して逃げる。

また、銃撃線の中に入ってしまった場合は、直接火線に入っていない限り、物陰に身を寄せ動かない。（動くものは何でも標的とされ易い）

4 自宅、事務所等における注意

(1) 建物及び部屋の出入口のドアは常に閉めておく。

(2) 窓際に机を置いたり、立ったりしない。

(3) 電話で招待または呼び出しを受けた場合、確認の電話を入れてから行動する。

(4) 不審な電話があった場合は、友人等に通知した後、行動する。

(5) 鉄製ドア、二重ドアを設けることが望ましい。また、家主の了解が得られれば、住宅等に接近した樹木を除去する。

(6) 来訪者は、のぞき窓から確認し、アポイントのない者、面識のない者は、簡単に中に入れぬ。

(7) 自分や家族の行動、所在を不必要な者に知らせない。

(8) 外周、庭内に照明設備をつけ、夜間、物音を聞き確認するため、家の外等を見る場合は、自分の位置を暗くしてから見る。

(9) 強盗等に入られたら抵抗せず、犯人に安心感を与える。人相、服装、その他特徴等を観察し、犯人逃走後、速やかに警察に通報する。

(10) 自宅に外出等から帰った場合、中の様子を窺ってから家に入る。

5 郵便物等に対する注意

(1) 開封前に危険物でないかどうか確認する習慣をつける。

(2) 予定外（時期、差出人、大きさ、場所等）の小包が届いた場合、差出人に電話で確認してから開封する。（犯人は信用させるため、友人等の氏名を使う場合があるので）

(3) 次の状況のものは、特に注意を要する。

ア 差出人の住所がなかったり、住所と消印が合っていない。

イ 宛名が目立つように書いてあり、「進展」等としてある。

ウ 切手が必要以上にはってある。

エ 珍しい封印を使い、包装材料、包装要領が特異である。

オ 針金や紐が出ていたり、普通でないところにある。

カ 変な臭いがしたり、シミがでている。

キ 大きさ、重さ、形がおかしい。

(4) 危険を感じたら開封(紐を切ったり、引いたり、紙を破ったり)せず小包から離れる。また、危険物の近くの場合で、やむを得ない時以外は手を触れない。この際、衝撃(投げたり、振ったり、縦たり、横にしたり)を与えないようにし、静かに開放された場所に出す。

(5) 警察官等、知識のある人に処置を依頼する。

6 爆弾予告電話等対処要領

(1) 直ちに全員避難する。

ア 周囲100メートル以内の人、車を危険物のないところに目立たないように避難させる。

イ 敷地外に出る場合、誘拐等の危険がないか確認する。

ウ 避難している時間は、時限式で最低1時間必要である。

(2) 警察に連絡する。

TECNICO EXPLOSIVOS

Sr. Manuel Vicente Moreno

243 9212, 243 2918

(3) 勤務員の所在確認を行う。

特に、電話のあった時間帯の不在者を把握しておく。

(4) 周囲に対する見張りを出す。

当方の行動を終始見ている者の中に犯人が多い。

(5) 捜索は、原則として警察に委ねる。

(6) 発見しても絶対に触れないこと。必要な場合、タイヤ等で囲いをする。この際、衝撃を与えないこと。

コロンビア「安全対策マニュアル」
安全対策マニュアル

1991年7月
コロンビア
木曜会 安全委員会

〔刊行にあたって〕

1 昨年8月から1ケ年以上にわたって続いた政府対麻薬マフィアの抗争（麻薬戦争）も、昨年8月のガビリア大統領就任と同時に打ち出された対麻薬マフィア政策によって次第に沈静化しつつあり、更にゲリラ問題も徐々に解決の方向に向かっているように見受けられます。

治安状況は大勢として安定してきているようですが、一方、一般犯罪は増加の傾向にあります。強盗、傷害、窃盗等日本人が被害に遭う危険も高まっています。

このような状況の中で、コロンビアにおける「安全対策マニュアル」の必要性を痛感していたところですが、このたび、前木曜会安全委員長である西山氏の御労苦により、同氏の豊富な体験と知識にもとづく貴重な「マニュアル」を作成して頂きました。

本書には、防犯対策の基本的な心構えをとりあげ、更に具体的な事例集も併せて掲載していますので、是非熟読した頂きたいと思います。

皆さんが当地において安全な生活を送るための一助となれば幸いです。

1991年7月
安全委員長
蒲生郁男

〔目次〕

1. 初めに
2. 安全に対する考え
3. 現在の治安について
4. 防犯に対する心構え
5. 心得
6. 事故事例集
 - (1) 一般犯罪
 - (2) 自動車盗難
 - (3) 治安
 - (4) その他

1. 初めに

私達が当地で生活して行く上で、治安問題は一つの大きな課題です。

コロンビアが治安問題を抱えだしたのは、1948年4月9日、ガイタン大統領候補が暗殺された事に端を発すると言われております。コロンビアにとっては政治・社会・経済問題を包んだ長い問題です。

治安問題の事件の数は非常に多く（1990年度の事件の最新リストを添付）、コロンビア特有の事情によるものもあるでしょうし、又、他国のケースと共通する事件もあるでしょう。

今迄言われて来た事、又、経験した事を、お互いに共通事項として知っておいた方が、自らの判断及び行動の一助となる事を期待し、当地で生活して日本人が被害に遭ったいくつかの事例を掲載致します。

御参考にされて、安全に対する自覚と啓蒙として頂き度いと思います。

2. 安全に対する考え

(1) 日本は他外国と比べ特別と言って良いくらい治安に関しては良い国です。日本での安全に関する行動基準、常識、感覚を基に考えるのではなく、風習、生活様式、考え方等の異なる外国で生活している事を自覚し認識する事が肝要です。

(2) 自分及び家族の安全は自分で確保する事が基本です。自分達の安全を確保してくれるのは、コロンビア当局でも無ければ、大使館でも無ければ、属する会社でも無く、家族の安全は最終的に自分が守るのだと言う自覚、認識が肝要です。その為に関係先より情報を入手し、その分析、援助を受けて、日常生活に反映させて行く事が必要です。

(3) とは言うものの、安全・治安問題を過剰に意識する余り、日常生活に大きく制限を加えていく事は楽しいものでなく、精神的圧迫を受け、不健康となり、これも安全面から良い事ではありません。又、その為、自ら現地社会より隔離して行く事は、かえって安全確保の面から長期的には良い事ではないと言えます。

住んでいる社会の通念、公共性、風習、etc., etc.を理解して行く事が自己の安全に対する判断、基準、知識を高めていく事になると思います。

3. 現在の治安について

コロンビアに於ける治安問題は大きく分けて、

- ゲリラ
- 麻薬
- 一般犯罪

に起因するものであり、又、各々で殺人、誘拐と言う犯罪が行われています。

最近の動きとして、

- 誘拐されていた著名 Periodistasの解放
- 6月1日よりカラカスで当局とゲリラとの和平交渉開始
- メデジン カルテルのエスコバールが6月19日に自首した

等が新聞で報道されています。

ゲリラ、麻薬問題は解決に向かって努力されています。しかし同時に相変わらずゲリラの攻撃、一般犯罪も多く新聞で報じられています。6月4日の新聞では、1990年1～5月に発生した事件と比べ、1991年～5月は16%増加していると報道されています。

(1991年1～5月)	テロ	545件	(昨年 298件)
	殺人	9,983件	(一日平均 66件)
	誘拐	825件	(昨年 605件)
	傷害	16,500件	(昨年 16,076件)

(2)理由として：

- ゲリラの和平交渉を有利に運ぶ為のViolenceによる示威行為。
- 誘拐=営利誘拐が多く、誘拐は儲かる(平均身の代金3,000万ペソ、誘拐に必要な経費900万ペソ)。
- 殺人=22分毎に1件の殺人。Paramilitarの再復活。メデジン地区の一般犯罪(麻薬の金が廻らなくなった)。

又、メデジン カルテルに代わり、カリ/ボゴタの麻薬グループの擡頭も言われています。治安問題は解決に向かって努力されていますが、現実としては未だ麻薬グループ、ゲリラグループより離脱していった一般犯罪者が増加する傾向もあり、今後とも治安については十分注意が必要です。

4. 防犯に対する心構え

(1) 常に被害に遇わない様に準備と、その心構えを持つ事。即ちハード面での対策、ソフト面での自覚、共に平素より心掛ける事。

(2) 犯罪を誘発する様な行為、行動は取らぬ事。犯罪者に“スキ”を見せない事が必要

です。

例えば、人前で大金を出して支払いしたり、貴重品を身に付け街を歩く等は止めるべきです。

(3) 目立たない事。

会社、自己共、LOW PROFILE。

(4) 女中、Portero には親切に誠意を持って接する事は良い事であるが、過剰に親切にする事はしない事。一線を画して対する事が必要。又、彼等が親切であっても過信しない事。

住居の防犯についても、外からの防犯は言うまでも無く対策が必要であるが、内部においても貴重品等は鍵のかかる所に保管する事が必要。

(5) ラテンの気質とも言えるが、コロンビア人はプライドが高いと同時に Hot-tempered の面がある。又、執念深く陰湿で復習心が強い面があると言われていました。

人前で怒鳴ったり侮辱したりして、人に憎まれる怨みをかう事は慎むべき事です。

(6) 他人事については「我不関焉」の態度が必要です。

冷たい様ですが他人の事故現場に出会った場合でも証人等にはならず現場を早く立ち去るべきです。

又、飛行場で他人（仮に大変な美人でも）より海外への託送品あるいは、overweightを理由に、こちらの名前でBaggage のチェックインを頼まれた場合は断るべきです（Drug問題）。

(7) 軽微な被害（置引き、カッパライ等）に万が一、遭った場合は“金銭で済む事だ”との考えで早く諦める。

(8) 重大な被害（盗難、傷害等）に遭った場合には、直ちに大使館に届け出て、対応策を相談する事。

5. 心得

日常生活をしていくに当たり、平素より心掛けていくべき点を下記にしてみます。

(1) コロンビアに於いて暴動、内乱、戦争と言う様な緊急事態の発生は先ず考えられないが、万が一の場合に備えて、

(1) パスポート、Cedula等の期限を常に確認しておく事。

(2) 自動車は常に整備しておく事（ガソリンは常に半分以上入れておく事）。

(3) ある程度の現金は用意しておく事（ペソ/ドル）。

(4) 連絡先を確認しておく事（電話、etc.）。

(5) CAI 及び病院の所在地を頭の中に入れておく事。

(2) 誘拐、強盗、その他一般犯罪に対する防備の心得。

(1) LOW PROFILE、目立たない事。

—車、行動、服装に華美、目立つ事は避ける。

(2) 行動予定を時々変える。

—通勤ルート、時間。

—オフィスを出る時も、駐車場、出口、etc.を変え。

—出張スケジュールも急に変えてみる。

(3) 電話

—不審の電話には名前を言わない。

—女中/秘書にも、これを徹底させる。

—オフィスへの電話は出来るだけ秘書経由とする事。

—日本人に対する問い合わせのあった時は絶対に言わない。必要な場合は一旦、電話を切り、こちらから掛けなおして行先の身元を確認してから。

—自宅電話番号は他人に出来るだけ教えない。知らない人から電話が掛かってきても安易に自分の名前は言わない。

(4) タクシー

—無線タクシーを呼ぶ時は、女中、又は、コロンビア人の名前で呼ぶ（無線であち

こちらに伝わる)。

－助手席に人が座っている2名の車には乗らない。

－無線で呼んだタクシーに乗る前に、会社名の確認を必ず行う(モグリが無線盗聴し客を横取りする事多々あり)。

－空港よりの深夜タクシーは、出来れば利用しない事。社有車等を利用した方がベター。又、タクシーを利用する場合は、空港のタクシーにする事(客引きしている白タクは利用しない)。

－タクシーを利用する時は、出来れば自分のApartamentoの前で降りずに、隣のビルの前とか、降りてから安全に自分のApartamento迄行ける場所で降りる(自宅を知らさない)。

－いずれの場合でも、金で解決出来る事なら金で解決する事。

－深夜に独りでタクシーを利用するのは極力避ける。但し、近いからと言う事での夜の独り歩きは、これ又、危険ですから極力止める事。

(5) その他心得ておきたい事項。

－日本人同志の様に以心伝心は無く、会話は出来るだけ具体的に明確にする事。又、“NO”は、はっきり言う事(あいまいにしない)。

－コロンビア人との付き合いの時には、傲岸にならず、又、卑屈にならない。総じてラテン人は能力に関係なく自己中心的で、自尊心が高い事を確認しておく事が必要。

－街の中での買い物の時、タクシーの支払いの時、家庭では女中の前等で財布の中味は見せない。大金は人前で見せない(大半のコロンビア人は、給与は安い)。

－日本人は空港で“スリ”“置き引き”の事故に多く遭っています。空港では手荷物は、ちょっとした間でも放置せず来を抜かない事。

－クレジットカードで支払う時、住所、電話番号も自宅とせず、会社のものを利用

。－深夜発着の飛行機便は出来るだけ避ける。

－自動車には見知らぬ人(ヒッチ・ハイカー、病人等)を乗せない。

－女中に恋人等が出来て頻りに電話を使用する様になったら、注意をする事。又、電話は私用で使わせない様にする。

－車の運転中、バスには十分留意必要(乗客を確保する為、自由奔放な運転をする)。

－信号を過信しない事(青信号でも必ず左右を確認する事が必要)。

－人込みの交差点で信号待ちの時は“スリ”に注意(信号に気を取られている時“スキ”が出来る)。

－Semana Santa、クリスマス シーズンになると交通取り締まりが厳しくなる為、安全運転に心掛け、交通規則違反はしない様に。

6. 事故事例集

(1) 一般犯罪

[事例1]

(1) 日時 : 1985

(2) 場所 : Cra.15=C1.85

(3) 内容 : 強奪

(4) 物件 : 腕時計

(5) 被害者 : 日本人少年

(6) 状況 : 2名の日本人少年が昼間歩行中、コロンビア人の若者2名にナイフを突き付けられ腕時計を奪われた。

(7) 教訓と反省: キョロキョロ、ボヤーツとして歩かない。周囲には常に気を付ける。高価な物は身に付けて歩かない。Accidentに遭った時は抵抗しない。

[事例2]

(1) 日 時 : 1987-6
(2) 場 所 : Norte 住宅地区
(3) 内 容 : 空き巣ねらい
(4) 物 件 : 現金、宝石等
(5) 被害者 : 駐在員
(6) 状 況 : 休日は家族でClubに朝から出掛け夕方帰宅するというパターンを続けていた。ある不在日に、頑丈なドアが抉じ開けられ被害に遭った。警察の判断ではドアは短時間に抉じ開けられるものではなかった。その他の状況からPortero y/o 女中の手引きと思われた。

(7) 教訓と反省: 決まった時間を常に不在にする事は避ける。女中は替えた。Porteroも替わった。被害届けは出したが、その後のFollowはせず。(Portero、女中等のVenganza) Apartamento は替えた。

[事例3]

(1) 日 時 : 1987-5
(2) 場 所 : Puente Aereo空港およびBogota Sur
(3) 内 容 : 置引き、寸借詐欺
(4) 物 件 : 鞆、小銭
(5) 被害者 : 駐在員、コロンビア人
(6) 状 況 : Airport で公衆電話を掛けている時、床に置いてあった鞆を盗られた。鞆の中身は盗んだ者には全く価値のあるものではなかったが、必要書類があった。新聞に鞆の型・中身・連絡先電話番号と共に、見付けた人には謝礼を出す旨掲載した。直ちに反応があった。会社運転手を指定場所に行かせたところ、人通りの無い淋しい場所。連絡者は、鞆は他の場所にあるから取りに行く往復タクシー代を貸して欲しいと言い、行ったまま戻らず。

(7) 教訓と反省: 新聞に通知を出すと戻ってくる事あり(又、高価な物以外は、捨てたと連絡してくる事がある)。通知を受けた時は、日本人は行かない、又、コロンビア人を一人で行かせない。一寸した機会を捉え寸借詐欺を考える輩がいるので、ご用心。

[事例4]

(1) 日 時 : 1988-5
(2) 場 所 : Cartagena 空港
(3) 内 容 : 盗難
(4) 物 件 : 鞆
(5) 被害者 : 駐在員
(6) 状 況 : 2階食堂にてフライト待ちのため2名で軽食をとっていた。数名の男女が隣のテーブルにまず座り食事をし、出て行くとき2組に別れ、一方の組が話かけ他の組(男女)が事務用鞆を盗んで行ったと推測。後日、届けていた警察から電話あり、パスポートと書類が出てきた。

(7) 教訓と反省: 警察への届けを出す。保険によるカバー(70%ぐらい)。

[事例5]

(1) 日 時 : 1988-11
(2) 場 所 : El Dorado 空港
(3) 内 容 : スリ
(4) 物 件 : 財布
(5) 被害者 : 駐在員
(6) 状 況 : チェックインする時、混雑しており、後ろのポケットの財布を盗られた。チェックインを急いでおり、親切に列に入れる等便宜を図ってくれると思っていたら“スラレタ”。便宜を図ってくれた人間は何処かへ行ってしまっていた(チェックイン

せず、多分2人以上の組)。

(7) 教訓と反省：脇目もふらず急いでいる様子はしない。見知らぬ人に親切にされたら疑う。

〔事例6〕

- (1) 日時 : 1989-5
- (2) 場所 : El Dorado 空港
- (3) 内容 : 盗難
- (4) 物件 : アタッシュケース
- (5) 被害者 : 出張者
- (6) 状況 : チェックイン・カウンターで並んでいる時、列の前方でお金を落としているのを見入っていたら、自分のアタッシュケースが盗まれていた。
- (7) 教訓と反省：集団で対象者の注意を逸らしておいて、その隙に盗む巧妙な方法。

〔事例7〕

- (1) 日時 : 1989-5 朝
- (2) 場所 : Puente Aereo空港
- (3) 内容 : 置引き未遂
- (4) 物件 :
- (5) 被害者 : 駐在員
- (6) 状況 : チェックインの後、椅子に座って待っていた時、人が話かけてきた一寸した隙に椅子の横に置いていた鞆を、別の人間に持っていかれた。気付いて追いかけて“ドロボーッ!”と叫んだ。偶然、近くにいた兵士が銃を構えた途端、犯人は鞆を床に置きスタスタ歩きだした。兵士は犯人を捕まえた。
- (7) 教訓と反省：兵長から犯人に対する盗難手続きを言われたが、フライトを理由に断り、それ以上関与しなかった(一人の犯行ではなく、Venganzaの可能性もあって考えて)。

〔事例8〕

- (1) 日時 : 1989-7
- (2) 場所 : Puente Aereo空港
- (3) 内容 : 置引き
- (4) 物件 : アタッシュケース
- (5) 被害者 : 出張者
- (6) 状況 : 一旦アタッシュケースをテーブルに置き、朝食を注文し運んで戻ってみると既にそれは消えていた。
- (7) 教訓と反省：旅慣れた“盗難に遭うのは不注意”と思っている人程やられ易い。大きな荷物をチェックイン・カウンターに預け、後は搭乗するのみと思った時が一番危ない。特にレストランで食事する時は要注意。アタッシュケースは犯人が自分のその如くサラリーマン・スタイルで運び去る手口が多い。犯人は複数で、かなり手慣れたベテランと思われる。飛行場は置引きの危険率が高いところである。

〔事例9〕

- (1) 日時 : 1989-8
- (2) 場所 : El Dorado 空港
- (3) 内容 : 置引き
- (4) 物件 : アタッシュケース
- (5) 被害者 : 出張者
- (6) 状況 : テーブルを挟んで2人が座りアタッシュケースは通路側に置いた。子供を抱っこした女性が近づいてきて空を指差した。我々は、その方向に何があるのだから

うと見上げたが何も無く、気が付いた時には、その女性は居らず、アタッシュケースも見当らなかった。旅慣れたVisitorではあったが、折角のBogotaの良いイメージが壊れたと言って帰国の途についた。

〔事例10〕

- (1) 日時 : 1989-10 09:30頃
- (2) 場所 : El Dorado 空港
- (3) 内容 : 集団スリ
- (4) 物件 : 現金、カード、Cedula等
- (5) 被害者 : 駐在員
- (6) 状況 : フライト待ちで立っていたところ、背中にチーズの溶けたような物を投げ付けられ、思わず上着を脱いだ途端に懐中物を抜かれた。数日後オフィスに電話があり、某所でカード、Cedula等を拾ったので小者に届けさせるからチップをやってくれとのこと。結局、現金以外は全て返却された。

〔事例11〕

- (1) 日時 : 1990-3 13:00~14:00頃
- (2) 場所 : Norte 自宅
- (3) 内容 : 盗難
- (4) 物件 : 現金、時計等
- (5) 被害者 : 駐在員
- (6) 状況 : Apartamento の錠前を壊された上、内部を物色され、時計、万年筆、プレスレット等の小物と現金が盗まれた。ガードマンと組んだ空き巣ねらいとしか、考えられない(保険-Apartamento にて付保していた-も結局下りず)。

〔事例12〕

- (1) 日時 : 1990-9 18:00頃
- (2) 場所 : Cucuta Centro
- (3) 内容 : 引ったくり
- (4) 物件 : 腕時計
- (5) 被害者 : 女性
- (6) 状況 : 学校の校門で人を待っていたところ、背後から男に腕を捻られ腕時計を筆り取られた。100メートル程追い掛けたが逃げられた。

〔事例13〕

- (1) 日時 : 1990-9 22:00
- (2) 場所 : Cl.100とAv.19 の交差点
- (3) 内容 : 盗難
- (4) 物件 : 乗用車
- (5) 被害者 : コロンビア人運転手
- (6) 状況 : 上記交差点にて信号待ち停車中、道路沿いに立っていた女性に呼ばれ、窓を開けたところ催眠剤スプレー (Escopolamina) を掛けられ、気を失っている間に車を盗まれた。

〔事例14〕

- (1) 日時 : 1990-10 昼間
- (2) 場所 : Puente Aereo空港
- (3) 内容 : スリ
- (4) 物件 : 財布
- (5) 被害者 : 駐在員

(6) 状 況 : 空港建物入り口付近にて荷物内容チェックの順番待ちをしていたところ、列に割り込んできた男により、たまたまディバックの中に入れていて財布を盗られた(その間約5秒)。

〔事例15〕

- (1) 日 時 : 1991-1
- (2) 場 所 : Hotel Presidente (Centro) 客室内
- (3) 内 容 : 盗難
- (4) 物 件 : スーツケース
- (5) 被害者 : 出張者
- (6) 状 況 : スーツケースの錠が壊され、中の事務用品が盗まれた。
- (7) 教訓と反省: 以前にも各々別のホテルで同様な盗難事故のあった事を聞いている。ホテルの部屋と言えども安心できない(メイド、ホテルの従業員が組んでいる)。

〔事例16〕

- (1) 日 時 : 1991-3
- (2) 場 所 : Norte 事務所街
- (3) 内 容 : 引ったくり
- (4) 物 件 : ハンドバック
- (5) 被害者 : コロンビア人秘書
- (6) 状 況 : オフィスの近くで、昼食に出掛けようとしていて、被害に遭う。2件。
- (7) 教訓と反省: 昼間、オフィスの近くの人通りの多い所でも注意が必要。

〔事例17〕

- (1) 日 時 : 1991-3 上旬
- (2) 場 所 : Cl.72 とCr.7の交差点
- (3) 内 容 : 乗用車損壊
- (4) 物 件 : アンテナ
- (5) 被害者 :
- (6) 状 況 : 交差点で一時停止した際、物乞いが来たが、小銭の持ち合わせが無かったので運転手が断ったところ、後部アンテナを折り曲げて逃げて行った。
- (7) 教訓と反省: 以降、若干の小銭を運転手の横に置いておくようにした。

〔事例18〕

- (1) 日 時 : 1991-3 中旬
- (2) 場 所 : Norte
- (3) 内 容 : 引ったくり
- (4) 物 件 : ネックレス
- (5) 被害者 : 日本人女性
- (6) 状 況 : 2人の友人と歩いていた時、前から来た男が一度通りすぎ、戻ってくる足音がした途端、首の辺りにショックがあり、その時点でネックレスを盗られていた(背後から留金を外されたので外傷なし)。

〔事例19〕

- (1) 日 時 : 1991-4 07:00
- (2) 場 所 : El Dorado 空港
- (3) 内 容 : 置引き
- (4) 物 件 : アタッシュケース
- (5) 被害者 : 駐在員

(6) 状況 : ターミナルビル2階のPrestoの前のスタンドで、アタッシュケースを足元に置きコーヒーを飲んでいたところ、気が付かぬうちに、それを盗まれていた。

〔事例20〕

- (1) 日時 : 1991-4 09:00
(2) 場所 : El Dorado 空港
(3) 内容 : 置引き (未遂)
(4) 物件 : アタッシュケース
(5) 被害者 : コロンビア人従業員
(6) 状況 : 搭乗前にPrestoにて足元にアタッシュケースを置いてコーヒーを飲み、いざ立ち上がろうとした時それが無いのに気付き周囲を捜したところ物乞いの子供が、あそこにあると教えてくれたが見つからず、その後別の中年男性が空港内の別のCafeteria にあると言うので連れて行って貰ったところ、テーブルの下にあるのを発見。不審に思い、その男の方を振り返ったが、もうそこには居なかった。幸いな事にアタッシュケースには施錠は無く中身に金目のものは一切入っておらず下着類その他のみであったので価値の無いもの (特に男の下着は) と思い放っておいたものと推測する。恐らく物乞いの子供と男はグルではなかったかと思われる。
(7) 教訓と反省 : 空港内は窃盗が多いので十分注意するよう指示。又、貴重品はなるべく身に付けておく。

〔事例21〕

- (1) 日時 : 1991-4 09:00
(2) 場所 : Bogota、バスの車内
(3) 内容 : スリ
(4) 物件 : 財布、キャッシュカード、サングラス
(5) 被害者 : 日本人男性
(6) 状況 : 混んだバスの車内で、カバンの中から抜かれた。犯人はグループで、話かけられ注意を逸らされた間にスラれたと思われる。

〔事例22〕

- (1) 日時 : 1991-4 18:45
(2) 場所 : El Dorado 空港
(3) 内容 : 置引き
(4) 物件 : 書類鞆
(5) 被害者 : 出張者 (南米駐在の長いベテラン)
(6) 状況 : フライト待ちの為、2階の税関入り口近くのベンチに座り文庫本を読んでいる最中、足の間に挟むような感じで置いていた鞆を背後から抜き取られた。本人、気が付かず。

〔事例23〕

- (1) 日時 : 1991-5 15:00~16:00
(2) 場所 : Norte 宿舎
(3) 内容 : 盗難
(4) 物件 : 短波聴取用ラジオ
(5) 被害者 : 駐在員
(6) 状況 : 宿舎のApartamento の消毒 (Fumigacion) 日という事で、作業員 (18~19 粒を舎内に入れたが、夜戻った時には、ラジオが盗まれていた。昼間は女中 (通い) に宿舎を任せており、約2時間の作業中、日本人2名各々の部屋の消毒の間は、女中が付いていたので問題は無かったが、ラジオの置いてあった応接室まで女中の目も届かなかった模様。

(7) 教訓と反省：やむなく外部の者をApartamento 内に入れる際は、十分目を光らせるよう女中に指示。

(2) 自動車盗難—過去2年間の例—

〔事例1〕

- (1) 日時 : 23:00頃
- (2) 場所 : Bogota Cra.68
- (3) 内容 : 強奪
- (4) 物件 : 乗用車
- (5) 被害者 : 現地人幹部
- (6) 状況 : 赤信号停車中、数名の男にピストルを突き付けられ強奪された。約1ヶ月後、盗難車はボゴタ近郊の谷底で発見。焼け焦げで、中に数体の焼死体あり、犯罪に使われたことは明らか。

〔事例2〕

- (1) 日時 : 休日の白昼
- (2) 場所 : Medellin 自宅前
- (3) 内容 : 強奪
- (4) 物件 : 乗用車
- (5) 被害者 : 現地人幹部
- (6) 状況 : 家族で食事に出ようとしたところを複数のピストル強盗に襲われた。車は1ヶ月後、同市内で発見された。

〔事例3〕

- (1) 日時 :
- (2) 場所 : Medellin 民家前
- (3) 内容 : 強奪
- (4) 物件 : 乗用車
- (5) 被害者 : 現地人幹部
- (6) 状況 : ボゴタからの出張の帰途、同僚を実家前で降ろした直後、2名の武装強盗に遭遇。2日後、Reten にて手配中の車は押収された。

〔事例4/5〕

- (1) 日時 :
- (2) 場所 : Bogota
- (3) 内容 : 置引き
- (4) 物件 : バイク
- (5) 被害者 : 現地人メッセンジャー
- (6) 状況 : 同一人物6ヶ月の間に2回被害に遇った。明らかにトラックによる持ち逃げ。

〔事例6〕

- (1) 日時 :
- (2) 場所 : Medellin 交差点
- (3) 内容 : 強奪
- (4) 物件 : 乗用車
- (5) 被害者 : 現地人技師
- (6) 状況 : 会社からの帰途、信号待ちをしながら。

〔事例7〕

- (1) 日 時 :
- (2) 場 所 : Medellin
- (3) 内 容 : 強奪
- (4) 物 件 : 乗用車
- (5) 被害者 : 現地人技師
- (6) 状 況 : 会社への出勤時、メインストリートで。

(3) 治安

〔事例1〕

- (1) 日 時 : 1991-2 12:00
- (2) 場 所 : Cali - Buenaventura 間
- (3) 内 容 : ゲリラとの遭遇
- (4) 物 件 :
- (5) 被害者 :
- (6) 状 況 : 昼間、タクシーで移動していた時の事。ゲリラはトラック・バスを止め運転手・乗客を降ろし、車輛に放火し立ち去った。運転手・乗客と共に近くのレストランに退避した。人的被害無し。

(7) 教訓と反省: 偶発事件。

ゲリラとは会話しない、顔をみない(視線を合わせない)。

バスの乗客からタクシーに同乗させて欲しいとの要請があったが丁寧に断った。

ゲリラの危険がある地区への出張は出来るだけ避ける。

(4) その他

〔事例1〕

- (1) 日 時 : 1991-4 15:00
- (2) 場 所 : Norte 自宅
- (3) 内 容 : 無線タクシーによるトラブル
- (4) 物 件 :
- (5) 被害者 :
- (6) 状 況 : タクシーを2台手配したところ、到着したので客を分乗させ送り出した。その直後さらに1台到着。リザーブした筈だということで揉めた。

(7) 教訓と反省: 若干のチップで帰って貰ったが、無線を傍受していた別の車が先に来たものと思われる。以降、車ナンバーを呼び出し時に必ずメモし、到着する車のそれと照合した上で利用している。

〔事例2〕

- (1) 日 時 : 1989-9 10:00
- (2) 場 所 : 日本大使館前
- (3) 内 容 : 写真撮影
- (4) 物 件 :
- (5) 被害者 :
- (6) 状 況 : 赴任早々、市街風景を写真に撮ろうと思い、大使館前からCra.7にカメラを向けていたところ、近くを警備していた警官から尋問された。

(7) 教訓と反省: 記念写真ということで事なきを得たが、市内では、あまりカメラを向けられない方が良いと感じた。

スコポラミン (Escopolamina、催眠剤) による過去2年間の事例

〔事例3〕

- (1) 日 時 :
- (2) 場 所 : バス車内

- (3) 内容 :
 (4) 物件 :
 (5) 被害者 : 現地女性
 (6) 状況 : 混雑した車内に座っていたら、隣の男から匂いの強いスプレーを吹き付けられた。息を止めて、偶然開いたドアから外へコロガリ出た為、難を免れた。

[事例4]

- (1) 日時 :
 (2) 場所 : Bogota - Fontibon
 (3) 内容 :
 (4) 物件 : 衣類、所持品
 (5) 被害者 : 現地男性
 (6) 状況 : 退社後、某所で呑んでいたところ、知らぬ間に薬物を混入された。翌朝、Fontibon近くの溝に、身ぐるみ剥がされ意識不明のまま捨てられているのが発見された。入院の後、幸いにも回復した。

[事例5]

- (1) 日時 : 1991-5
 (2) 場所 : 路上
 (3) 内容 :
 (4) 物件 : 所持品
 (5) 被害者 : 現地男性
 (6) 状況 : ひとりで歩行中、薬物を吹きかけられ、所持品を盗られた。通行人が意識混濁の被害者を病院に運んでくれた為、意識は一日で取り戻した。

参考資料—大使館提供)

I 1989犯罪統計

POLICIAS MUERTOS POR ACTOS TERRORISTAS EN 1.989

UNIDAD	CIRCUNSTANCIAS	AUTORES	POLICIAS MUERTOS
SANTANDER	Dinamitada carretera	ELN	3
MEVAL	Carro bomba	DESCONOC.	2
HUILA	Explosion dinamita	FARC.	7
MEVAL	Artefacto explosivo	DESCONOC.	5
BOGOTA	Granada	SUBOF.EJEROOL	1
TOTAL.			18

CIVILES ASESINADOS POR SUBVERSIVOS DEL 010189 AL 311289

DEPARTAMENTO	CANTIDAD
ANITIOQUIA	236
ARAUCA	35
ATLANTICO	19
BOLIVAR	27
BOYACA	82

CALDAS	49
CAQUETA	32
CAUCA	72
CESAR	70
CORDOBA	80
CUNDINAMARCA	60
CHOCO	9
GUAJIRA	18
HUILA	40
MAGDALENA	24
META	107
NARINO	5
NORTE DE SANTANDER	73
QUINDIO	-
RISARALDA	74
SANTANDER	201
SUCRE	11
TOLIMA	28
VALLE	112
METROPOLITANA DE BOGOTA	86
METROPOLITANA DE CALI	81
METROPOLITANA DEL VALLE DE ABURRA	188

TOTAL	819

POLITICOS ASESINADOS EN EL PAIS DEL 010189 AL 311289

DEPARTAMENTO	CANTIDAD
ANITIOQUIA	22
ARAUCA	1
ATLANTICO	1
BOLIVAR	3
BOYACA	2
CALDAS	6
CAQUETA	5
CAUCA	6
CESAR	7
CORDOBA	6
CUNDINAMARCA	2
CHOCO	2
GUAJIRA	-
HUILA	2
MAGDALENA	1
META	14
NARINO	-
NORTE DE SANTANDER	3
QUINDIO	-
RISARALDA	8
SANTANDER	12

SUCRE	2
TOLIMA	4
VALLE	7
METROPOLITANA DE BOGOTA	9
METROPOLITANA DE CALI	1
METROPOLITANA DEL VALLE DE ABURRA	7

TOTAL	133

(参考資料—大使館提供)

II 不法侵入、脅迫電話事案

想定1

〔銃器所持のゲリラグループによる不法侵入事案〕

6月〇〇日午後3時頃、8階エレベーターから出てきた男2名が、警備の警察官に対し銃器を突き付け、扉を開けるよう要求した。警察官は、これを拒否したが、男達は、爆弾を取りだし扉を爆破して大使館内に侵入しようとしている。

実施者 内 容

3:00

警備員	模擬犯人(E)を発見、非常ベルを押し緊急事態の発生を知らせる。
A書記官	事件の実態掌握
B書記官	警察、F2に対する出動要請
C書記官	避難指示及び報告
D書記官	電信室を開けて避難場所を確保

全員避難 * 3時防衛線内に避難
(大使室及び電信室)

避難するに際しては、秘文書の携行及びロッカー等の施設に配慮すること。

避難完了	無線を使用しての人員確認及び警察、公邸との連絡
E書記官	模擬犯人の侵入

3:02

A、B、Cについては、受付において事態の把握に努め、ドア2枚が破られた段階で避難する。

想定2

〔爆破予告事案〕

6月〇〇日午後3時20分頃、ゲリラグループを名乗る男から『大使館に今爆弾を仕掛けた。10分後に爆発する。』旨の脅迫電話が掛かってきた。

実施者 内 容

3:20

受付	脅迫電話が掛かる。
(A秘書)	近くの者に発生を知らせる。(合図) 受理者は、冷静に対応し転電
B書記官	内容の真偽を確認(いつ、どこに、何を、何のために等)
	警備担当官に連絡
C書記官	事件判断、大使報告
D書記官	全館員に連絡、短時間の検索
E書記官	警察、F2に対する通報

全員	不審物発見の際はCまで連絡（触れるな、蹴飛ばすな、近寄るな）
全員避難	大使館外に避難 避難するに際しては、秘文書の携行及びロッカー等の施錠に配慮すること。
避難完了	無線と使用しての警察との連携

【爆弾脅迫電話のチェック・ポイント】

脅迫電話を受理した場合は、付近の者に合図し担当者に連絡すると共に冷静に対応し、次の質問要領に基づきなるべく時間をかけて聴取することにより、真偽の確認をすること

1. 質問要領

- (1) 何と言いましたか。よく聞こえませんが、意味が分かりません。
(この段階で合図し、警備班の誰かに連絡する)
- (2) 爆弾をどこに仕掛けたのですか。
- (3) どんな爆弾ですか。
- (4) どのようにして事務所に仕掛けたのですか。
- (5) 爆弾は何時に爆発するのですか。いつ頃セットしたのか。
- (6) あなたが爆弾を仕掛けたのですか。
- (7) 何のために、何故そんなことをするのですか。
- (8) あなたは誰ですか。どんなグループに属していますか。

(注) 上記はあくまでも一例であり、相手が電話を早く切ろうとしている場合には、相手の話している話題に乗ったりしながら、できるだけ時間を稼ぐ。しかし、必ず(5)の項目については質問し、相手から何等かの回答を得ることが大切。

2. 記録要領

- (1) 受理年月日 年 月 日 (曜日)
- (2) 受理時間 (時間 ~)
- (3) 受理者氏名
- (4) 脅迫に使用された正確な言葉 (具体的に)
- (5) その他の記録事項
 性別 () 推定年齢 () 推定人種 ()
 使用言語 () 声の特徴・方言 ()
 言葉使い・教養程度 ()
 脅迫犯人の落ち着き具合 ()
 距離 () 背景の音 ()

コロンビア「家族の安全対策」
家族のための安全マニュアル

在コロンビア日本国大使館
領事班

目次

1. 総論（基本的考え方）
2. 具体的防犯対策
 - (1) 住居の選定
 - (2) 住居の種類
 - (3) 鍵の管理
 - (4) メイドの雇用及び指導
 - (5) 電話
 - (6) 郵便物
 - (7) 外出時の注意
 - (8) 子供に対する注意
 - (9) 緊急事態に備えて

1 当国で生活するための安全に対する基本的考え方

海外において生活するには、出張や観光目的で外国を訪れる場合に比較して、十分な安全・警備対策（外国で生活しているとの認識）が必要である。特に、当国のように危険レベルの高い国においては、身の回りにおけるより一層の諸対策（ハード面での整備、ソフト面での行動）を常日頃から継続実施することが大切である。要するに、日本的発想である『水と安全はただ』という意識を完全に捨て、危機管理意識を持つことが大切であり、家族全員が第一義的には『自らの安全は自ら考え自らが守る』という自覚が必要である。ただし、治安問題を過剰に意識することは、家族の生活を大きく制限することになり、家族全員が不健康となる要素を含んでいるところから適時レクリエーション等を日常生活の中に取り入れていくことも大切である。

2. 具体的防犯対策

- (1) 住居を選定する場合の検討事項
 - イ できる限り安全な地域を選定すること。
 - ロ 住居周辺の道路環境の良好な場所を選定すること。
 - ・舗装されているか
 - ・維持、管理状況はどうか
 - ・両方通行かどうか（一方通行は避ける）
 - ・車、歩行者の通行状況はどうか
(多すぎず少なすぎずが当国ではベター)
 - ハ 夜間の住宅周辺の照明は良好かどうか。
(一般犯罪の防止には非常に効果あり)
 - ニ 住宅地域内でとられている警備対策はどうか。
(地域に入るためには警備員のチェックがあるか)
 - ホ 住宅周辺の道路については、住居への出入りの際いくつかの経路があるかどうか。
 - ヘ 住居付近に主要人物等の家があるかどうか。
(当国では非常に重要である。爆弾攻撃の対象となるような人物の家の近くは避ける)
 - ト 住宅周辺の環境はどうか。

(障害物、樹木等が住居の近くにない方が良い)

(2) 住居の種類

イ アパートは一戸建てに比較して防御性が高い。特に当国の治安状況を考えるとアパートを選定することが是非とも必要である。

ロ 特に、アパートの3階以上は侵入の対象となりにくい。当国の強盗・窃盗事件の手口を分析しても、1～2階のアパートの事件発生率は極めて高い。

ハ 火災の関係から7階以上は望ましくない。(ただし、ボゴタは高地に位置しているためか火災は少ない)

ニ アパート出入り口の管理対策は、住居を選択する上で当国では一番重要な要素であることをまず認識する。

- ・必ず警備員が常時24時間体制で警戒しているビルを選定する
- ・ビル出入り口の鍵が頑丈かどうか確認する
- ・警備員は信頼できるか

(3) 錠及び鍵の管理の徹底

イ 主要な出入り扉には主錠及び補助錠がついているか。

(主錠は2個以上つけることが大切)

ロ 引っ越しをした場合には必ず錠を交換するのが良い。

ハ 外部にある錠については厳重に管理すること。

(信頼できる人物であっても外部錠の鍵は渡さないことが大切。メイドも同様)

ニ インターホン、覗きレンズがあればベター。

ホ 住居外部には氏名を示すものを掲げない。

ヘ 家を留守にする際は必ず鍵締まりを確認する。

(4) メイドの雇用及び指導

イ 友人、知人、隣人に既に雇われ、かつ、推薦された者を選ぶことが重要である。

ロ 正直さ信頼性を調べずにメイドを雇わないこと。

(推薦されたものであっても夫婦で面接を実施することが大切)

ハ 雇用の際、その者の氏名、生年月日、住所、身分証明書番号、配偶者氏名等を記録しておく。

(犯罪の防止する効果は大)

ニ 住居の警備上の心得をよく説明しておく。継続説明の必要がある。

- ・来訪者の確認
- ・確認後、承諾を求めるよう指導しておく
- ・メイドのみの場合はドアを絶対に開けない

ホ 緊急用の電話番号を覚えておく。

- ・会社
- ・大使館
- ・学校

ヘ 来訪者があつた際、メイドが応答するようしつけておく。また、許可なくして家の中に入れないよう指導しておく。

ト 家人が留守の際の電話は、メイドが出ることになるが、家人が留守にしている印象を与えないようにする。

チ 家人が計画していること、仕事上の話しはメイドの耳に入らないようにする。

(5) 電話

イ 電話受理の際の留意事項

- ・先に名前を名乗らない
- ・相手が『誰ですか』と聞いた場合には、『どちらにおかけですか』と聞き返す
- ・間違い電話に対しては自分の電話番号を教えない

ロ 知らない者からの電話で、家族が怪我をした等、家族がすぐに家から出るよう勧めるような内容については疑いを持つ。

ハ 自宅の電話番号については、できる限り秘匿する。

- ニ 共用回線を使用しない。
- ホ 自宅から最も近い公衆電話を把握しておくこと。
- ヘ アパートの場合には友人を作っておくこと。
- ト 警察、病院、救急サービス等の緊急用電話番号については、電話のすぐ近くに置いておくこと。半年ごとに確認することを忘れずに。
- チ 家族全員が公衆電話を使えるよう練習しておくこと。

(6) 郵便物

- イ できる限り自宅に郵便物が届かないよう措置すること。
 - ・事務所がペター
- ロ 家族及び使用人は、不審な郵便小包その他の予期しない配達物を受けとらないこと。
- ハ 予期しない配達物は、ドアを開けて受けとらないこと。小包はドア付近に置かせ時間をとること。

ニ 配達された郵便物に対する措置

(外見)

- ・知っている人か (知らない場所か)
 - ・しみはないか
 - ・郵便切手は多すぎないか
 - ・金属様のもの、紐等が小包から出ていないか
 - ・文字の綴りは正しいか
 - ・住所と消印地名とに相違はないか
- (臭い)
- ・変わった臭いがしないか (アーモンド、靴墨の臭いに注意)
- (重さ)
- ・重すぎたり軽すぎたりしないか
 - ・アンバランスな形をしていないか

(7) 買い物等外出時の注意

- イ 当国においては日本人は常に目立つ存在であることを認識しておくことが大切。
- ロ 住居周辺、高級住宅街等一般的には犯罪発生の可能性が少ないところであっても、できる限り歩くことは避け、自動車を利用すること。
- ハ どんな犯罪者でもある程度の下調べをすることを念頭に置き、買い物等の際には、経路、時間を変えること。
- ニ 金持ちと思わせるような服装は避ける。
- ホ 服飾品を街頭で身につけていることは犯罪を助長する行為である。
- ヘ 夜間の買い物外出は避ける。(必要な場合は男性同伴で)
- ト 街中で財布を見せない。
- チ 大金を見せてはいけない。
- リ 移動に関する注意事項については、誘拐事件防止マニュアルを参照。

(8) 子供に対する注意

- イ 外でのひとり遊びは厳禁。
 - (必ず家族が同伴、メイドは注意が必要)
- ロ 幼稚園、学校の送迎バス利用の際も家族の同伴送迎が原則。
- ハ 安全な場所と思われるところであっても、家族の監視は必要であることを念頭に。
 - ・アパート共用の遊び場
 - ・遊園地
 - ・ショッピング・センター
 - ・人通りの多い商店街

(9) 万一の緊急事態発生に備えて

- イ 治安状態についての関心を持つ。(会社、友人)
- ロ 緊急連絡先の携帯、電話番号等の確認。
- ハ 病院、警察、公衆電話の所在(自宅、会社近く)を頭に入れておく。

- ニ 現金（ドル及びペソ）は常に用意しておく（会社、自宅、行動時）。
 - ホ パスポート等身分を証明する書類はその所在を常に明らかにしておくことが大切。
 - ヘ 非常時の水、食料、懐中電灯の準備。
- (10) その他
- イ クレジット等の住所の記載は事務所を利用すること。
 - ロ 口座についてもたくさんあるのは問題。
 - ハ 家族の情報が記載されている文書は必ず切断する。
- (以上)

コロンビア「誘拐対策」
誘拐事件防止マニュアル

在コロンビア日本国大使館
領事班

目次

1. はじめに
2. 誘拐防止のための基本3原則
3. 一般的留意事項
4. 具体的留意事項
 - (1) 職場内での安全対策
 - (2) 通勤途上の安全対策
 - (3) 家庭の安全対策
 - (4) 下見
 - (5) 誘拐の徴候
5. 誘拐事件関係添付資料
 - (1) コロンビアにおける誘拐の現状
 - (2) 誘拐防止対策

1. はじめに

わが国の経済的地位の向上、国際化の進展等に伴い、海外渡航の拡大及び在留邦人の増加が顕著になってきている。これに伴い、金持ち日本人といったイメージが外国（特に中南米諸国）において定着しており、当国においても、わが国で広く報道された日本人誘拐事件が発生している。誘拐事件は、コロンビア国内では数多く（年間 1,500件程度）発生し、誘拐産業とまで言われており、当国に在留する邦人にとり今後とも最大の脅威であることに変わりなく、引き続き十分な注意が必要である。

当国においては、日本的発想である『水と安全はただ』という意識を捨てるだけでなく、誘拐事件を防止するソフト面、ハード面での具体的諸施策を実行することが大切であり、個人にしる邦人にしる第一義的には『自らの誘拐防止対策は自ら考え実行する』という基本姿勢が必要である。ある程度の準備を必要とする誘拐事件は、多くの場合、何らかの徴候を伴うものである。当国の場合、誘拐事件はゲリラ等が組織的、計画的に敢行する地方型（長期型）誘拐事件と都市部のゲリラ、犯罪グループが敢行する都市型（短期型）誘拐事件とに分けられる。

通常、地方型（長期型）誘拐事件は2週間から1か月の準備期間が必要であり、都市型（短期型）誘拐事件はケースバイケースと考えられるものの、準備期間はさほどの必要がないものと考えられる。實際上、この準備期間に現れる徴候を発見することは、一般人にとっては難しいことではあるが、誘拐防止上の重要な鍵となることは間違いない。このため、我々は職場や家庭の周辺、通勤途中において、少しでも日常生活と違ったところはないか注意を怠らないことが必要である。100パーセント安全な誘拐対策はあり得ないが、会社でも個人の場合でも安全対策が採られていることが犯人側に明白となれば、誘拐犯は通常他に目を向けるものであることを念頭に置き生活することが大切である。

2. 誘拐防止のための基本3原則

- (1) 目立たないこと～標的にならない環境作りをすることが、セキュリティの最重要ファクター。
- (2) 常に用心を怠らないこと～油断大敵、狙われている危険性を常に認識し、それを自分の行動で示す。

(3) 行動を予知されないこと～通勤時間帯、通勤経路、昼食場所等をできる限り変えること。

3. 一般的留意事項

(1) 会社内部における安全担当責任者の配置

安全確保について組織的な対応を図るためには、安全問題に関心を持った責任者を指定し、安全委員会情報、領事情報等を確実に社員全員に伝達する体制を確立しておくことが大切である。

(2) 誘拐事件関連情報の収集

当国における誘拐の危険度を継続的に把握し、危険度に応じた各種の対応を迅速に実施するためには、あらゆる手段方法（大使館情報、新聞等マスコミ情報、治安機関情報、友人情報等）を通じ関連情報を入手しておくことが非常に重要である。現地の危険な状態に慣れてしまい、危険の程度を客観的に認知できない点を考慮し、日頃からこの種の情報に関心を持つことが必要である。

◎情報分析

- ・どんなテロ・犯罪組織があるか
- ・どの地域で誘拐が多く発生しているのか
- ・現在のゲリラの活動地域はどこか
- ・どんな手口で誘拐しているのか
- ・誘拐対象者はどんな仕事に従事しているか
- ・米国人その他現地有力者の誘拐対策
- ・警察、警備会社等は有能か
- ・防弾車、自動車電話、無線機等の性能はどうか
- ・狙われる可能性のある者は誰か

(3) 会社独自のマニュアルの作成、整備

万々に備え、誘拐等の緊急事態発生防止（発生時対応）のための基本方針、組織及び業務、手順等を定めたマニュアルの作成、整備、指導の徹底。

(4) 誘拐事件防止教育の実施

赴任者自身に積極的に安全を確保していこうという意識を醸成する。（自衛の精神）

4. 具体的留意事項

統計上、誘拐・暗殺の80～85パーセントは、車両での移動中に起きているという実態を十分に認識することが大切である。特に、当国においては都市部において（会社、自宅近く）でも数多く発生している事実を十分に認識し、車両の選定、運転手の採用・防衛運転術訓練、通勤時間、通勤ルート等に細心の注意を払わなければならない。

(1) 職場内での安全対策

イ 誘拐犯は、常に狙いやすい手を捜している。安全対策を充分にたてていることを外部に印象づけることは、平素から実施しておくことが大切である。

(リスクを評価し、それを減少させる対策を実施する)

ロ 機会があれば、政府、警察、軍関係者との関係を持ち、これを継続しておくことは、情報収集に役立つ。かつ、事件発生時にも役立つことが多い。

ハ 職員が犯人側を買収されないよう注意する。当国誘拐事件の手口を分析すると、会社内部、メイド等が犯罪者の協力者になっているケースも多い。

(身元調査の徹底、職場モラルの向上)

ニ 予測可能な定時行動を避ける。

(日本的な感覚を持ち込むことは当国では厳禁)

ホ でき得れば、職場内のレイアウトは重要人物を中心とした同心円状の警戒網を設置しておくことが、誘拐防止に役立つだけでなく、一般防犯対策上もベターである。

ヘ 警備会社については、十分な調査をして選ぶ。

(2) 通勤途上の安全対策(最も重要)

イ 特にルート変更の難しい職場及び自宅の近くは要注意。この場合、必ず下見がある。常に細心の注意を払っているような行動を示すことは大切である。

- ・自宅等を出る前に、外部に不振な車や人がいないかどうか。
(自宅の窓から確認する習慣をつける)
- ・車庫を出る際は非常に危険
- ・自宅から幹線道路に出るまでの道路沿いも注意
- ロ 装備の不十分かつ目立つ車は最悪。
 - ・防犯運転術の訓練
 - ・燃料タンクは常に半分以上にしておく
 - ・ドアロックの励行
 - ・無線機若しくは電話の設置があればベスト
 - ・窓は閉めておく(開ける時は少しだけ)
 - ・車間距離は前後左右に十分にとっておく
 - ・危険を察知したら進路変更、Uターン等の措置を臨機応変に取る
 - ・路肩よりはできるだけ走行しない

ハ 偽の事故現場、工事現場、故障車、偽警官、負傷者等に惑わされない。当国では、この手口を使つての強盗事件等が頻発しており、はっきり警察官の検問等と判別が付く場合は別として、できる限り停車しないことが大切である。

ニ 通勤の時間とルートは頻繁に変える。できるだけ広い道路を利用する。

(3) 家庭の安全対策

- イ 戸締まりに十分注意する。
- ロ 非常に危険なのはドアを開ける際。
- ハ 警官、電気屋、水道屋等を名乗る場合でも、電話で確認をとる。家族の友人を名乗っても本人の確認をとらぬ限り入れない。子供、使用人にもこの点を指導しておくことが大切である。
- ニ 子供の戸外における行動に十分注意する。
- ホ 使用人が買収、脅迫されていないか注意する。
- ヘ 避難室の設定、外壁・ドアの強化。

(4) 下見について

誘拐犯は必ず下見をする。下見の目的は、事前に標的の警備状況を調査して、襲撃の最適の時間、場所、方法を決定することにある。したがって、誘拐犯は標的に関するできるだけ多くの情報を集め、会社及び事務所付近の偵察を行うのが常である。

イ 下見の形態には、通常、歩行、車、静止の3形態がある。

ロ 歩行による下見

1人の場合と2人以上の場合がある。1人の場合は標的の後ろ、2人以上の場合は、標的の後ろ及び道路の反対側が普通である。

(察知法)

- ・突然立ち止まり後ろを見る
- ・急に逆行してみる
- ・角を曲がって立ち止まる
- ・鏡、ウィンドー等を利用して反射を見る
- ・電車、バスが発車する前に急に飛び乗る、飛び降りる

ハ 車による下見

通常は、歩行による下見とコンビで行われ、車は目立たない色、車種で2人以上乗っている。帽子、サングラス等をつけている場合もある。

(察知法)

- ・Uターンを試してみる
- ・急に左右に回る
- ・曲がり角や、上り坂を過ぎたところで停車してみる

・特定のルートを回り続ける

ニ 静止の下見

会社及び自宅付近の下見に利用される。建物、車を利用したり、工事人、犬の散歩、恋人等を装い他人に怪しまれることなく標的を監視する方法をとる。

(察知法)

・家を出る際、外を注意し、普段と違う状況(人、物、光景)があるかチェックする習慣をつける。

(5) 誘拐の徴候

イ 無言電話の数が増大

ロ 意味不明の電話

ハ 氏名、住所、会社名、役職名等の確認電話

ニ 尾行

前記の徴候を発見した場合は、大使館領事に通報、具体的な検討策を話し合い実行する。

誘拐事件関係資料

1. なぜ今誘拐事件なのか

(1) 日本のマスコミを通じて信じられないほどのインパクトあり。

(2) 解決までに相当の期間を要し、したがって長期間、世論の関心事項となる。(イメージ低下)

(3) コストが非常に高い

(4) 強盗、殺人といった偶発的な事件ではない

(5) 企業の社会的責任を問われる

(6) 在留邦人に対するインパクトが大きい

(7) 今後の企業活動にも相当の支障あり

(8) 将来の日・コ関係にも大きな影響力あり

2. コロンビアにおける誘拐事件の現状

(1) 発生件数が異常に高い

1990年 1274件(実際は2000件以上)

1991年 1599件(実際は2500件以上)

1日に約7人以上が誘拐されている

(2) ゲリラ関係と一般犯罪関係が50パーセントずつ発生

(3) 従来は、地方都市に多く発生していたが、最近ではボゴタ等の都市部でも増加している

(4) 身の代金目的の誘拐が95パーセント以上

(5) 解放の可能性は他国に比較し高い

3. コロンビアにおける誘拐事件の形態

(1) ゲリラの活動地域付近で発生する誘拐事件

少なくとも2週間以上の準備期間を設定し、計画的かつ組織的に実行される。解決までは長期間が必要。

(2) 都市部において発生する誘拐事件

ゲリラのシンパ等による誘拐事件も多いが、一般犯罪も多数発生している。この場合には、必ずしも計画的かつ組織的であるとは限らない。解決する場合には短期間。

4. 日本人がなぜ誘拐の対象になるのか

(1) 金持ち日本人の印象が強い

(2) 日本のマスコミ報道の影響

(3) 犯人側から見ると、日本人の(水と安全はただ)という意識は(スキ)を捜すのが容易

(4) 日本的発想の(生命に対する考え方)を犯人は理解している

5. 誘拐の対象になるとしたら

(1) 1か月以上同じ地域に滞在する場合(特に地方部は危険)

- ・誘拐の準備期間としては十分
- ・1か月以上の滞在が目立つ
- ・会社の看板を出さなければ仕事にならない。
- (2) 都市部においても危険(夜間の一人歩き、危険地域への立ち入り等)
- ・企業がバックに付いている
- ・家族についても同様の危険あり(短期決着型の誘拐の場合)

6. 誘拐防止策

一般的な留意事項については、誘拐事件防止マニュアル、家族のための安全マニュアル、安全マニュアル等を熟読し、自分の行動パターンを分析し防止策を考える必要がある。

- ・所属する会社
- ・会社における地位
- ・夜の行動
- ・家族の有無
- ・家の位置
- ・通勤経路 等
- (1) 地方出張の場合の検討事項
- ・どうしても日本人でなくてはだめか
- ・最短の出張計画、人数
- ・目立つ場合(工事)は、思い切って目立つ警戒に移行(軍、警察等の協力要請)
- ・滞在場所の選定
- ・ホテルの選定
- ・車、機材の選定
- ・行動は昼間に限定する(早朝、夕方から夜間は危険)
- ・買物
- ・夜の行動
- (2) 都市部での生活
- ・自分と家族の行動パターンを分析
- ・どこにスキがあるのかを認識
- ・できる限りスキを埋める努力

以上

コロンビア「爆弾・脅迫事件対策」
爆弾・脅迫事件防止マニュアル

在コロンビア日本国大使館
領事班

目次

1. はじめに
2. 爆弾テロとは？
3. 当国における爆弾テロの実態と今後の展開
4. 爆弾テロに対する基本的考え方
5. 日常における情報収集、警戒警備の強化
6. 爆弾脅迫電話の対応要領
7. 郵便物（小包み、手紙等）爆弾対策
8. 車両爆弾対策
9. 車両爆発物点検要領
10. 脅迫電話チェック・リスト

1. はじめに

わが国の経済的地位の向上、国際化の進展等に伴い、海外渡航の拡大及び在留邦人の増加（60万人）が顕著になってきている。これに伴い、特にコロンビアをはじめとする中南米諸国においては、金持ち日本人といったイメージが着実に定着してきている状況にある。最近の事例でも、わが国で広く報道された誘拐事件、殺人事件があり、コロンビアにおいてもこの種事件は数多く発生しており十分な注意が必要であるが、さらに、当国では最近、外資系企業、銀行等を対象とした爆弾事件が増加傾向にあり、今後当分の間は爆弾及び爆弾脅迫の脅威が存在するところから、これを防止し、この種事件に対する迅速・的確な措置を取ることを目的としてこのマニュアルを作成した。

2. 爆弾テロとは？

時限装置を用いた手口を例に挙げれば、犯人は爆弾の周辺にいる必要性はなく、逮捕の危険性もないといったメリットがあるところから、世界中のテロリストが用いている一般的なテロ手段である。ちなみに、例年のテロのうち40～50パーセントが爆弾テロである。

3. 当国における爆弾テロの実態と今後の展開

当国においては、以前から爆弾テロは麻薬組織、ゲリラの一般的なテロの手段として敢行されてきた。数年前の麻薬組織による爆弾テロ事件は、その規模、手口の残虐さ等世界に類を見ないものであった。（大量のダイナマイトを使用。500キロあり。無差別テロ）最近においては、政府と麻薬組織との表面的な妥協により、この種事件は下火になってきたところであるが、これに代わってゲリラ（主としてFARC・ELN）による外資系企業、銀行、大規模デパート等を対象にした爆弾事件が91年後半から増加傾向にある。

手口として一般的なものは、

- ・自動車を利用し比較的少量の爆弾を対象ビルに投げ込むもの。（手投弾）
- ・客等を装って対象のビルに侵入し、トイレ及び事務所入り口付近に時限装置付きのダイナマイトを置いていくもの。（時限爆弾）
- ・郵便物爆弾、自動車爆弾は今のところ比較的少ないが今後は発生する可能性がある。

等である。現在までのところ、早朝、夜間の発生が大部分であり、ダイナマイトが主体（強力なプラスチック爆弾は少ない）であり、その規模も2キロ程度であるところから大きな被害は出ていない状況にあるが、今後、軍・警察との衝突が拡大されるにつれ（その可能性は大）ゲリラ側は、対象を外国企業全般に拡大しダイナマイトの規模も強力にして人的な殺傷を目的とした爆弾戦術に転換することが予想される状況にある。また直接の標的にならなくてもテロ事件の巻き添えになる恐れもある。

4. 爆弾テロに対する基本的考え方

こうした厳しい治安情勢の中でわれわれが考えなければならないことは、誘拐事件防止マニュアルで述べたように、日本的発想である『水と安全はただ』という意識を捨て、自己防衛意識を持つ以外にはなく、個人にしる法人にしる第一義的には『自らの安全は自ら考える』という基本姿勢が必要である。爆弾事件は、その徴候を発見することは比較的困難な場合が多い。しかしながら、当国における爆弾発生状況を分析、検討し爆弾防犯対策を樹立し、脅迫電話等の徴候に十分な注意を払っておくことにより、爆弾事件を防止することは可能であることを念頭に置き、日頃からこの種の情報（新聞、顧客）の収集、評価、警備対策の見直し、警備員の指導、事務所入り口付近の整理整頓等対策を実施しているか否かが爆弾事件防止上の重要な鍵となる。100パーセント安全な爆弾対策はあり得ないが、会社でも個人の場合でも警備対策が採られていることが明白であれば、爆弾犯は通常他に目を向けるものである。

5. 日常における情報収集、警戒警備の強化

(1) 爆弾関係情報の収集、評価～大使館情報、安全委員会情報、治安当局情報、顧客情報、マスコミ情報

現地における危険度を継続的に把握し、危険度に応じた対応をするためには、各種の方法を通じ爆弾情報を入手しておくことが重要である。現地の危険な状態に慣れてしまい、危険の程度を客観的に認知できない点に注意が必要である。

◎爆弾脅威分析

- ・どんなテロ・犯罪組織があるか
- ・発生場所・時刻等詳細
- ・目的は何か、どんな手口か
- ・警備会社等は有能か（指導教養の重要性）
- ・狙われる可能性のある者（企業）は誰か

(2) 緊急時の連絡先

- ・ SIJIN 爆発物処理班 TEL 237-6263、237-6283
- ・ 大使館（領事） TEL 618-2800、618-2878（直通）

(3) 安全担当者の配置

安全確保について組織的な対応を図るためには、安全問題に関心を持った責任あるリーダーが必要である。

(4) 爆弾脅迫・爆弾発見の際のマニュアルの作成、整備

緊急事態発生防止のための、基本方針、組織及び業務、手順等を定めた爆弾関連マニュアルの作成、整備。

(5) 安全教育・安全訓練の実施

現地職員を含めた関係者全員に対し、役割分担、平素から注意すべき事項等について積極的に安全を確保していこうという意識を醸成しておくことが大切である。（自衛の精神）なお、安全訓練は反復して実施しておくこと効果あり。

(6) 日常における警戒警備対策

ア 当国の場合在留企業の多くは雑居ビルの中に事務所を設置している場合が多いため、ビル管理会社と情報交換を密にし、駐車場は社員用、外来用を区別し、警備員を配置する等の措置を取ることが重要である。

イ ビル1階の受付に警備員を配置する。

ウ 事務所内外（特に出入り口付近のトイレ、ソファ、植木等）の整理・整頓に努め、爆発物を置かれない環境を作る。

エ 事務所入り口での来訪者、所持品のチェックを確実に実施する。特に、面会予定のない来訪者には十分な注意が必要。

オ 大きな荷物の場合是一時預かりの措置を取る。

カ 社員全員が日頃から警備感覚（事務所内の放置物件、手紙小包等の郵便物）を持つよう指導しておく。

キ 事務所内は来訪者の立ち入りを認める区域と、社員のみ立ち入りを認める区域とに分けておくことが犯罪防止上ベターであり、必要に応じTVカメラ、金属探知機を設置することも考慮する。

ク ガラス窓に飛散防止テープを貼付することは人的被害の防止に効果あり。

6. 爆弾脅迫電話の対応要領

爆弾脅迫電話は、嫌がらせか真の脅迫（予告）かを判断することが困難な場合が多い。大切なことはこうした電話が掛かってきた場合、一応信憑性があるものと仮定して行動することである。この際、パニックに陥らないためには電話受理者等の平素の訓練が欠かせない。

(1) 電話受理時の対応

ア 電話を受理したものは沈着、冷静に対応し、直ちに合図、メモ等により近くの者に知らせる。

イ この際、録音装置をスタートさせる。（犯人の声を録音することは真の脅迫かどうかを判断する際の重要事項であり、警察の捜査にも役立つ。）

ウ メモを受けとった者は直ちに安全担当者に報告する。

エ 安全担当者は警察への連絡、事務所の検索等必要な措置を取る。

オ 脅迫犯人が他の責任ある者に代わるよう申し立てた場合を想定し、あらかじめ担当者を決めておき必要な指導を実施しておくことが大切。（この担当者は必ずコロンビア人にする。犯人の声、訛り等を判断するためには現地職員でなければならない。）

カ 電話受理者の留意事項（別添質問事項一覧表参照）

- ・通話内容を正確に聞き取る。
- ・通話を中断することなく会話をできる限り引き伸ばす。
- ・特に爆発時刻、場所については必ず質問する。
- ・犯人の要求事項については必ず復唱する。
- ・通話後、直ちに会話の詳細をまとめる。

（記憶の新鮮なうちに必ず記載しておくこと）

(2) 爆弾脅迫電話の分析・評価

安全担当者は、上司等と相談し脅迫の内容について分析し、その真偽（会社に対する恨み、その他関連事項を総合的に勘案）を判断し、退避すべきか否か等の判断を迅速に決定する必要がある。この際、明らかにいたずらであると判断できる場合を除き、

- ・社員全員を安全な場所に避難させる。

○避難場所は危険を回避できる距離で他の事務所等をあらかじめ設定しておく。無線機若しくは電話が設置されている場所

- ・現地警察に対する通報

・ビル管理会社、大使館に対する通報等をしなければならない。

(3)避難実施上の留意事項

- ア 避難計画の策定（避難訓練の実施）
- イ 任務分担を明確にしておく。
- ウ 避難経路・避難先（できれば複数）を決めておき、その安全を確認しておく。
- エ 重要書類等大切な物は日頃から非常持ち出しができるよう準備しておく。
- オ 避難の際は、机・ロッカー等の鍵はかけず、すべての窓・ドアは開けた状態にし、電気器具のスイッチは切っておく。

(4)爆弾脅迫電話後の対策

爆発物は発見されず、爆発もなかった場合であっても、原因の究明を忘れてはならない。各種のチェックは一層強化しなければならない。

(5)爆弾検索要領

爆弾脅迫電話後、脅迫の評価如何によっては検索をする必要がある。検索は短時間で実施しなければならない。

- ア マニュアルにより検索分担をあらかじめ明確にしておく。
- イ 各自の部屋については各自で実施するのが原則。
- ウ 共有場所（トイレ、通路、会議室、調理場等）については、警備員、運転手等を活用して重点的に検索する。
- エ 特に共有場所で部外者の出入りのある箇所は検索の時間、人員等考慮する。
- オ 検索の方法としては、
 - ・まず全体を観察する。
 - ・床上1メートルまでの物件を観察する。
 - ・最後に1メートル以上の空間を観察する。と見落としがなく効率的である。これを2～3回繰り返し検索する。
- カ 検索後、終了の目印をしておくと便利。
- キ 壁に掛かったもの、床上に設置してあるものは動かさないこと。

(6)爆発物容疑物件発見時の措置

爆発物の取扱いのミスは生命に係わることを念頭に置き、またマッチ箱大の爆弾で人を殺傷できること等、社員全員に指導を徹底しておく必要がある。

発見時の3原則……踏むな、触るな、蹴飛ばすな

この原則を守らないで先日も警備員が1人死亡との報道があった。

- ア 容疑物件には近付かない。
- イ 安全担当者、警察に対する通報（処理）体制の確立
- ウ 容疑物件は1つとは限らない。犯人は分かりやすい場所に1個を仕掛け注意をそらせることも考慮する。

7. 郵便物（小包み、手紙等）爆弾対策

小包み、手紙等の爆弾対策としては、配達及び受領時点での対策が一番重要である。爆発物の疑いのある場合には、その取扱いに十分注意し、外部から調査できる範囲内（発送人、重さ、大きさ等）で不審点の解明に努めること。

(1)爆発物の送付形態

郵便、宅配便、直接持参（当国の場合花が多い）のケースがある。

(2)爆発の形態

ア 郵便の場合は開封した瞬間に爆発するようセットされている場合が多い。手紙爆弾の場合、重さ30グラム、厚さ4ミリ以下のものもある。

イ 宅配便の場合は引き渡しの時期を指定することが可能であるため、時限装置の使用ができる。よって、多くの場合このケースが多く、かつ、最も危険である。

ウ 直接持参の場合は、上記2つのケースが想定できる。当国では最も注意が必要である。

(3)チェック要領

ア 差出人の名前、住所の記載があるか。

イ 消印、切手に不自然さはないか。

ウ 包装が不自然でないか。

エ 親展、取扱い注意等の表示がある場合は一応注意。

オ 外形の異常、シミや汚れはないか。

カ 靴クリーム、アーモンドのような臭いはないか。

キ 異常に重くないか。

ク バランスに片寄りはないか。

ケ 音がしないか。

コ 固さや弾力がないか。

(4)対処要領

ア S I J I Nの爆発物処理隊に連絡。

イ 人の出入りのない場所に保管する。ただし机の引き出し等物の中には入れないこと。

ウ できるだけ遠ざかる。

エ 必要に応じ（大きさ等）一時避難の措置を取る。

オ 絶対に開封しない。折り曲げない。

8. 車両爆弾対策

当国では以前から麻薬組織のテロとして一般的に利用されており、今後とも十分な注意が必要である。

(1)基本的防止対策

ア 路上駐車を避け警備員のいる駐車場に駐車する。

イ 乗車前に車両の回りを一巡する。

ウ 特に、タイヤ、車両下部に注意する。

エ 車内に異常はないか確認する。

(2)その他詳細については車両点検要領を参照。

以上

車の爆発物点検要領

1. 車外 (1)車体を一巡して異常がないか確認 (2)車体の隙間 (例えばボンネット、ドア、トランクと本体) に名刺またはカードを差し込みくまなくチェックする
コード類の端末はないか? 車内は荒らされていないか? 異物、異常なひっかかりはないか?

2. タイヤ周辺 (1)タイヤの状況および前、後方向の接地部の点検 (2)泥よけ部分 (ポデー) 内部の点検 (3)サスペンション部分の確認 (4)タイヤホイールが付いている場

合はホイール内部も確認 *ホイールを開ける場合はまず隙間を目視で確認、ついで名刺等を差し込んで異常の有無を確認したのち、ホイールを開ける

(1)~(3)は目視後手探り点検。ホイールを開ける際は、一気に開けるのではなく、まず半開きにし異常の有無を確認した後取り外す

3. 車体下部 (1)まず目視で確認 (2)ついでボデー内部を手探り点検 (3)バンパーの点検(4)マフラーの点検

必ず奥の方まで手を入れ確認

4. 車内 (1)まず車内に異常がないことを確認 (2)ドアを開ける際はまず半開きにし、ドアと本体の間に異常がないか確認 (3)ドアを開放したら、まず内部を目視で確認、ついでシートの下、足置きマット等を手探り点検

(2)…一気に開けない。(3)…車内全体に対し実施、特に灰皿、ダッシュボード、シートの切目、ドア付設の物入等は要注意

5. エンジンルーム (1)ボンネットのロックを外す (2)ボンネットを少し持ち上げ、異常がないか確認してから全開 (3)ボンネットの隙間を点検、エンジンの周囲、エアークリーナー、ウォッシャータンク等の点検

(1)(2)…ゆっくり一気に開けない。(3)…蓋付の物は全て開けて内部を確認、点検、特にエンジン部周辺は重点的に実施(熱感応爆薬に注意)

6. トランク (1)エンジンルームの点検(1)、(2)に同じ (2)目視後、マットの上から軽く押えるように手探りで点検 (3)敷きマットを取り除き内部を点検(4)予備タイヤも点検

(1)…右に同じ。トランク内の物は全て取り出しチェック。タイヤハウスと本体の間の隙間を見落さない

7. 給油口 給油口を開け確認

一気に開けない

脅迫電話チェック・リスト

(本表を電話の下に置いておくこと)

(爆破予告)

1. 質問事項

- (1)爆弾はいつ爆発しますか。
- (2)現在どこにありますか。
- (3)どのような形をしていますか。
- (4)どんな種類の爆弾ですか。
- (5)どうすれば爆発しますか。
- (6)あなたが爆弾を仕掛けたのですか。
- (7)なぜですか。
- (8)あなたの住所は。
- (9)あなたの名前は。(所属団体)

2. 脅迫に使われた正確な言葉、その他電話をかけている場所を示唆する背景音等

3. 相手の性別、人種、年齢

4. 電話がかかってきた電話番号、電話時間の長さ、日付、時間、電話を受けた者の名前

5. 直ちに次に報告すること。電話番号：

- ・公使参事官
- ・不在の場合は、領事担当又は政治・経済担当官

(関連情報)

(1)相手の声

落ち着いている	鼻にかかっている
怒っている	吃っている
興奮している	舌がもつれている
ゆっくりしている	しわがれ声
速い	深い声
低い	耳障りな声
大きい	咳払い
笑っている	息遣いが荒い声
泣いている	かすれ声
普通	声色を使っている
はっきりしている	なまりがある
はっきりしていない	聞き覚えがある

聞き覚えのある声である場合、誰の声のようですか。

(2)背景の音

街頭の雑踏	工場の機械音
食器の音	動物の声
人の声	はっきり聞こえる
拡声器音	静か
音楽	近距離電話
住居の雑音	遠距離電話
自動車の音	電話ボックス
事務所機械音	その他

(3)脅迫の言葉

教養ある言葉遣い	支離滅裂な言葉遣い
乱暴な言葉遣い	テープ吹き込み
非論理的	脅迫者によるメッセージの読み上げ

(4)その他

爆弾に対し何らかの処置をする場合は、下記について留意しなければならない。

- ・ヒーローになろうとしないこと。専門家にやってもらうことがベターである。
- ・爆弾でないかも知れないと考えられる場合でも高度の爆弾であるとして取扱うこと。
- ・水を掛けたり、水の中に入れたりしないこと。電気回路の伝導性を良くして爆発した事例がある。
- ・爆弾を人から引き離すのではなく、人を爆弾から離すこと。
- ・手を使って行わないこと。遠隔手段で行うこと。
- ・爆弾の付近で強力な無線送信機を使用しないこと。(ラジオコントロール爆弾に感応する。)
- ・前に爆弾を扱ったということで、その経験で扱ってはならない。爆弾は常に新しくなっているとの認識に立って扱うこと。
- ・付近で喫煙してはならない。させてはならない。

- 作業に従事する者は、ナイロン製の衣服を身に着けないこと。静電気が爆弾のスイッチの引金となる場合がある。
- 爆弾に対する露出時間、接触時間は必要最小限度に止めること。
- 爆弾が小型だからといって甘く見てはならない。ライター大の爆弾でも人を殺傷する能力がある。
- 針金など金属製品を爆弾の包装内に差込んだりしないこと。

ジャマイカ【安全の基礎】

ジャマイカ

Jamaica

出入国時の留意事項

●査証

ジャマイカへの入国に際しては、(1)30日以内の滞在、(2)往復航空券の提示、(3)就労しない、という条件の下で査証は不要となっている。それ以外の場合は、在日ジャマイカ大使館が窓口となっている。

●出入国審査

入国時には旅券と、ジャマイカ乗り入れの航空機内で配られる出入国票（1枚で両方を兼ねる）および税関申告書の提示が求められる。出国時には、旅券および出国票のみが必要となっている。

●外貨申告

空港での外貨申告は必要ない。なお、ホテル、銀行でジャマイカドルへの換金の際は、入国時のスタンプが押された出入国票の提出が求められる。

●通関

紙巻煙草200本、酒類1リットルは、無税で持ち込むことができる。観光撮影が目的のビデオカメラ等、高価なものは税関の判断によって、価格相当の保証金を出国時まで預けなければならない場合もある。これは、国内での販売を防止するための措置である。なお、一眼レフ等の通常のカメラは特に問題なく持ち込める。麻薬、銃剣類、野菜、果物、生肉の持ち込みは禁止されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国の際に入国管理官から許可された期間（通常は最高3カ月）は、特に滞在届を提出する義務はない。これより長く滞在を希望する場合は、滞在許可期間内にパスポート・オフィスに出向いて、滞在延長許可を取得する。

●写真撮影の制限

ボブ・マーレー記念館のみ、商業目的の撮影防止のため、撮影禁止となっている。なお、軍隊施設など固有のもの撮影に際しては、逐次現地で許可を求めるほうが無難である。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

ジャマイカはマリファナで有名な国だが、喫煙、所持、ジャマイカへの持ち込み、ジャマイカからの持ち出しは禁じられている。当局によりマリファナ関係で逮捕された場合は、裁判で重罪が科せられる。なお1993年9月現在、取り締まり強化キャンペーンを行っている。

●不法就労

ジャマイカの経済状況からみて、働き口を見つけるのはまず不可能である。

●治安維持

戒厳令、外出禁止令は出ていないが、夜間に一人歩きしていると警官に不審尋問を受け

る可能性もある。

その他特殊取締

ジャマイカでの交通手段は、バス、レンタカー、タクシー、鉄道（ただしごく一部）等だが、交通マナーはそれほどよくない。車の運転は日本同様、左側通行だが、たとえば左折ウイカーを出して右折するなど、日本での常識が通用しない場合もあるので、十分注意する必要がある。

(通信事情)

日本へのコレクト・コールは現在のところ不可。対米国等とのトール・フリーも不可。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

公用語は英語。一般的に西洋的習慣の国であり、特にジャマイカだということでは留意する点はない。誇りを傷つけられるような言論には、強い反発が返ってくることもある。

安全のためのひとくちアドバイス

北部海岸観光地以外、特に首都キングストンは決して治安が良いとはいえない。昼夜を問わず、一人歩きをしたり、スラム街へ立ち寄りしたりすること等は、控えたほうが賢明である。万一襲われた場合には、反抗したための死傷者が少なくないので、反抗しないほうがよい。

日本人というだけで金持ちとみており、盗み、窃盗、強盗、親切の押し売りで近づき、金を無心する者が多い。

健康上の留意事項

風土病等は特になし。常夏の国であり日中、長時間炎天下にいると熱射病にかかることがあるので、よく注意すること。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.119

(病院) Tel.110

在外公館アドレス

●大使館

在ジャマイカ大使館

Embassy of Japan, The Atrium, 3rd Fl., 32 Trafalgar Road, Kingston 10, Jamaica

Tel.929-3338,929-3339,929-7534

ジャマイカ「防犯の手引き」

防犯の手引

平成4年10月1日
在ジャマイカ日本国大使館

1. はじめに

最近のカリブ人気の影響をうけてジャマイカを訪れる邦人観光客の数がこの数年激増しております。また、日・ジャ関係の緊密化が進むにつれて在留邦人数も最近増加の傾向にあります。反面、当国で犯罪の被害に遭われる方々も散見されるようになりました。在留邦人の皆様方におかれましては普段から十分な注意を払われると共に万全の予防策を講じる事が望まれます。本書を皆様方の御参考に供して頂ければ幸いです。

2. 当国治安状況

当国においては殺人、強盗、強姦、家宅侵入、窃盗、スリ、置き引き等がかなり多発しております。過去3年間に於いて犯罪件数は年間平均49,000件以上となっておりそのうち凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦等）は10,500件以上となっており極めて高い犯罪率となっております（これら凶悪犯罪に対する検挙率は何れも50%前後）。また、麻薬が当国の大きな社会問題となっており国内での密売、国外持出しに絡んだ犯罪も多発しており、こうした犯罪は年間4,500件にも達しております。最近ではマフィア間の対立抗争が激化し治安が更に悪化の傾向にあるため区域によっては夜間外出禁止例が出されているところもあります。

3. 凶悪犯罪

当国においては拳銃等の所持は許可制となっておりますが、実際には不法所持者が多数おり、日中といえども発砲事件が起こることは珍しくありません。なかには重武装した犯罪集団もあり、警官との撃ち合い事件等も起こっております。当国一流のホテルの中でも強姦事件等が発生することがありますので決して油断は出来ません。

＜主要な対策＞

- (1) 日中といえども街頭への出歩き等、できるだけ単独行動はとらない。
- (2) 徒歩又は自転車等による外出は避けること。
- (3) 人気のない所は決して通らないこと。
- (4) 見知らぬ人間の誘いには絶対乗らないこと。
- (5) ホテル内においては、外部からの訪問者があつた場合、身元を十分に確認の上扉をあけること。
- (6) 万一最悪の事態に出会った場合は生命第一とし所持品にこだわらないこと。

4. 家宅侵入、窃盗

これら犯罪は夜間に発生することが多く犯人は犯行を行う前に事前調査を行う傾向があります。犯人は犯行途中で発見された場合凶悪化するタイプが多く、もしこのような場面に遭遇した場合、犯人に気付かれないようにしているか、或いはおとなしく時間の経過を待つことの方が安全です。

＜主要な対策＞

- (1) 住居の選定は、24時間ガードマン雇用体制をとっているアパートの方が望ましい。
- (2) 独立家屋を選定する場合は、外からの侵入が用意でないところ（外壁等）、玄関、窓等に鉄格子が施されているか、アラームシステムが設置されているか等を充分チェックすること。ガードマン（信頼のおける者）、番犬（出来得れば複数）の雇用、飼育も絶対に必要。
- (3) 上記何れかの場合も電話が設置されているところを選ぶこと（電話線があつても不

通のことがしばしば)。また、出来得れば小型無線機をレンタルすることも望まれる。

- (4) メイド等は信頼のおける者を雇うこと。
- (5) 貴重品等はなるべく自宅に置かない。
- (6) 不審者が家の周りには注意し要すれば警察に報告。

5. 麻薬の勧誘

昼夜を問わずマリファナ(ガンジャ)、コカイン等の麻薬密売者が方々に出没しています。声をかけられてもはっきり断れば危害を加えるような事は稀です。時々警察がおとり捜査をしています。

6. スリ、置き引き

スリ、置き引きは頻繁に発生しており外出時は常に周囲に注意を払うことが必要です。犯行の主要な手口は他の国のそれと似ており、(1) ホテル、レストラン等において荷物等から目を離した隙に取る、(2) 片言の日本語を話しながら近寄り油断した隙にズボンのポケットから財布を抜き取ったり、女性のハンドバッグを強引に奪い逃走する等。出来るだけ金目のものをつけて歩かないこと。

7. 交通事故

<交通状態について>

当国は我が国同様車は左側通行ですが、車を運転するにあたっては次のような問題があり交通事故が頻発しているため相当の注意を要します。

- (1) 我が国のように車検の制度はなく相当に古い車や故障車が多く走っている(ウインカーやテイルランプが故障している等)。
- (2) 無謀な追越し、割り込みが多く非常に運転マナーが悪い。
- (3) 道路状況が悪い(あちらこちらに大きな穴があいておりバンクしやすい状態)。
- (4) 道路標識が十分に施されていない。

<交通事故に遭遇したら>

自動車を運転する前に万一に備え保険に加入しておくことは云うまでもありませんが運転する際にはライセンスの他に自分の身元を明らかにするもの、緊急連絡先等を携行した方がいいでしょう。万一事故に遭ったり起こした場合は近くにいる人の助けを求め警察への通報、救急車の手配をする等の措置を施すとともに、保険会社とも緊密に連絡をとり適切な指示を受けて下さい。

8. 緊急連絡先

警察	119
消防	110
救急車	110
日本大使館	929-3338, 3339, 7534

スリナム【安全の基礎】
スリナム共和国
Republic of Surinamu

出入国時の留意事項

●査証

日本とスリナムの間には査証免除取極があるので、入国前に査証を取得する必要はない。

旅行者の場合、入国時に1週間の滞在許可証が付与されるが、それ以上の滞在を希望する場合には、外事警察に出頭して申請すれば、3カ月を限度に希望の期間分の滞在許可証が付与される。

長期滞在者の場合は、入国時は旅行者と同様の手続きで入国するが、入国後所定の手続きを取れば1年間の滞在許可証が付与される。

●出入国審査

日本人の場合、入国拒否の事例は特にない。

●外貨申告

スリナムは、外貨規制が厳しいので、特に注意を要する。入国時所定のフォームに所持金（トラベラーズ・チェックを含む）を記載申告する（持ち込み額の上限はない）。出国時、換金証明を提示し、入国時の申告額より換金額を差し引いた額が持ち出し可能である。さらに、外国人としての入国者は空港において300オランダ・ギルダー相当外貨（約170米ドル）をスリナム貨へ交換することが義務づけられている。また、非居住者はホテル料金を外貨をもって支払うことが義務づけられている。

●通関

特に、禁止品目については規定されていない。ただし、武器、麻薬などを持ち込むと、没収のうえただちに刑務所へ留置される。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在期間が1週間を超える場合は、所定の手続きにより入管当局に居住地を登録しなければならない。

●旅行制限

1988年1月の民主政権樹立後、旅行規制はない。ただし、東部スリナムでは複数の反政府グループによる反政府活動が続いているため、同地域への旅行は差し控えることが望ましい。

●写真撮影の制限

軍備施設の撮影は禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

所持しているのが発見されれば、そのまま刑務所に留置される。

●治安維持

スリナム政府を批判するような内容の文書の発行、配布は取り締まりを受ける。

安全のためのひとくちアドバイス

夜間の外出、大金の持ち歩きは控えたほうが賢明である。

健康上の留意事項

スリナムは比較的病気の少ない国である。風土病としては、マラリア、フィラリア、デング熱等があるが、パラマリボ市内で感染するおそれのあるものは、ほとんどない。

入国に際しては、黄熱病流行地域から入国の場合は、イエロー・カード提示の義務がある。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.4711111, 477777, 473101 (犯罪)

〈外事警察〉 Tel.470609, 477787

〈病院〉 アカデミー・シッケン・ハウス

Tel.497511, 499933 (緊急)

〈消防署〉 Tel.473333

〈医療相談〉

産婦人科 (ドクター・ファンカンテン) Tel.475410

内科 (ドクター・ホー) Tel.453737

緊急時の言葉

「警察」 = ポリチィ

「警察に電話して」 = ベル・ナール・デ・ポリチィ

「助けて」 = ヘルプ

「火事だ」 = ブランド

「救急車」 = アンブユランス

在外公館アドレス

●大使館

在スリナム大使館 (兼勤)

Embassy of Japan, Gravenstraat #23-25, Paramaribo, Suriname (P.O.Box No.2921 Paramaribo)

Tel.474860

<1>はじめに

海外において生活するには、出張や観光目的で外国を訪れる場合に比較して、十分な安全・警備対策（外国で生活しているとの認識）が必要である。特に、当国のように英国に続くオランダの非植民地政策により1975年に独立後まもなく登場した軍事政権の長期化の影響が民政になった今日でも政治に強く影を落とし、今後、政府と軍両者間の対立が深まる場合には軍事クーデターがいつ発生してもおかしくない状況、及び、経済の長期低迷、当国通貨価値の続落による多数の一般庶民の生活困窮化の結果として、近年各種犯罪が頻発し、以前に比べいささか物騒になってきているので、身の周りにおけるより一層の諸対策（ハード面での整備、ソフト面での行動）を常日頃から継続して実施することが大切である。要するに、日本的発想としてある「水と安全はただ」という意識を完全に捨てて、第一義的には本来各人が「自らの安全は自ら考え自らが守る」という危機管理意識を持つことが重要である。

<2>通常時安全対策

1. 住居

(1) 選定

- イ. できる限り安全な地域を選定すること。
- ロ. 住居周辺の道路環境の良好な場所を選定すること。
 - ・ 舗装されているか
 - ・ 維持管理状況はどうか
 - ・ 両方通行かどうか（一方通行は避ける）
 - ・ 車、歩行者の通行状況はどうか（多過ぎず少な過ぎずが当国ではベター）
- ハ. 夜間の住宅周辺の照明は良好かどうか。
（一般犯罪の防止には非常に効果あり）
- ニ. 住宅周辺の環境はどうか。
（障害物、樹木などが住居の近くにないほうがよい）
- ホ. 当国の住宅は、平屋か2階に住居部分のある一戸建て住宅が普通であるが、少なくとも平屋の場合、すべての窓に鉄格子が取り付けられているか。

(2) 錠及び鍵の管理の徹底

- イ. 主要な出入り扉には主錠及び補助錠が付いているか。
- ロ. 引っ越しをした場合には、必ず錠を交換するのが良い。

(3) メイダの雇用及び指導

- イ. 友人、知人、隣人に既に雇われ、かつ、推薦された者を選ぶことが重要。
- ロ. 正直さ、信頼性を調べずにメイダを雇わないこと。
（推薦された者であっても（夫婦）で面接を実施することが大切）
- ハ. 雇用の際、その者の氏名、生年月日、住所、身分証明書番号、配偶者氏名などを記録しておく。特に当国では西隣のガイアナ国よりの出稼ぎ者が多いので、旅券番号及び当国滞在許可証番号を控えておく必要がある。

また、メイダの勤務時間帯中に物が紛失した場合には解雇する旨予め釘をさしておく必要がある。

(犯罪を防止する効果は大)

ニ. なお、将来の円滑な解雇に備えるため、メイドの職務怠慢ごとにその事実を書面に記入し、メイドに署名させることが肝心である。

(裁判沙汰の時に大変有効)

ホ. 住居警備上の心得をよく説明しておく。継続説明の必要がある。

- ・ 来訪者の確認
- ・ 確認後、承諾を求めるように指導しておく
- ・ メイドのみの場合はドアを絶対に開けない

ヘ. 緊急用の電話番号を教える。

- ・ 会社
- ・ 大使館

ト. 来訪者があった際、メイドが応答するようしつけておく。また、許可なくして家の敷地内に入れないよう指導しておく。

チ. 家人が留守の際の電話は、メイドが出ることになるが、家人が留守にしている印象を与えないようにする。

リ. 家人が計画していること、仕事上の話しはメイドの耳に入らないようにする。

(4) 警備

イ. 警備員をおくか、番犬(複数匹、当地では3~4匹はあまり珍しくない)を飼う必要がある。

(当地の泥棒は、目をつけた家の番犬を予め毒殺した上で事に及ぶ)

ロ. 警備員は、当地警備会社(複数あるが割高)との契約に依る確保の外、上記(3)メイドの雇用方法による。

勤務時間は、通常、夜6時から翌朝6時迄であるが、警備会社を通さない警備員を雇った場合、兼業の昼間の仕事の疲れのためか、あらかじめ注意しておいても肝心なときには大抵寝入っているとしても、そこにいること自体、一応の抑止力にはなる。

(ちなみに、警備会社は通常、自社の警備員を巡回警備している。)

ハ. 警備員も番犬も置かない場合で、やむを得ず家を留守にするような場合、あたかも住人がいるように見せかけるべく、室内外の電気は通常通りつけっ放しにしておくことが肝要である。

(抑止力があるので、費用対効果の観点より経済的である)

ニ. なお、警察は、實際上機動性に欠け(ポリス・カー不足など)、対応が期待できない。

ホ. したがって、日頃、隣近所との間に友人関係を作っておくことが肝要である。

(5) 電話

イ. 電話受理の際の留意事項

- ・ 先に名前を名乗らない
- ・ 相手が「誰ですか」と聞いた場合には、「どちらにおかけですか」と聞き返す
- ・ 間違い電話に対しては自分の電話番号を教えない

ロ. 自宅の電話番号については、できる限り秘匿する

ハ. 警察、病院、救急サービスなどの緊急用電話番号については、電話のすぐ近くに置いておくこと

(6) 郵便物

イ. できる限り自宅に郵便物が届かないよう措置すること。

- ・ 事務所がベター

ロ. 家族及び使用人は、不審な郵便小包その他の予期しない配達物が届けられた際には、その受領の可否も含め十分な注意が肝要である。

2. 職場内での安全対策

(1) 犯罪者は、常に狙いやすい相手を探している。安全対策を充分にたてていることを外部に印象づけることを平素から実施しておくことが大切である。

(リスクを認識し、それを減少させる対策を実施する)

(2) 警察関係者との(要すれば政府及び軍とも)関係を持ち、これを継続しておくことは、情報収集に役立ち、かつ、事件発生時にも役立つことが多い。

(3) 職員、メイドなどの雇用人が犯人側を買収されないよう注意する。

(身元調査の徹底、職場モラルの向上)

(4) 誘拐犯罪防止上、でき得れば、職場内部のレイアウトは重要人物を中心とした同心円上の警戒網を設置しておくのが良く、それにより、誘拐防止に役立つだけでなく一般防犯対策上もベターである。

(5) 警備会社については、費用対効果からの観点も含め十分な調査をして選ぶ。

3. 通勤及び買物など外出時の注意

(1) 当国においては、外国人は常に目立つ存在であることを認識しておくことが大切。

(なお、当国では、顔など身体上の外観からは日本人と韓国人(漁船員)、及び中国人との区別が曖昧であるが、そのみなの様子から金持ちで無用心の日本人と察せられることもあるので要注意)

(2) 自動車を利用すること

- ・燃料タンクは常に半分以上にしておく
- ・ドアロックの励行
- ・窓は閉めておく

(クーラーは体に障るため走行中開けておく習慣がある場合であっても、道路事情などにより低速運転を余儀なくされる地域・場所、並びに、交差点など一時停止を要する所は、そこに到達する以前から予め窓を閉め始め到達時には完了しておくことが肝要である。何故なら急に窓を閉め始めることは、犯罪を意図していない者からすれば、目の前でそのようにされること自体不快そのものと映り無用な刺激を与えることになるからである)

(3) どんな犯罪者でもある程度の下調べをすることを念頭に置き、買物などの際には、要すれば、経路、時間を変えること。

(4) 金持ちと思わせるような服装は避ける。

(5) 装飾品を街頭で身に着けていることは犯罪を助長する行ためである。

(6) 殊に、各種犯罪が頻発しているが、常に当国随一の生鮮食料品などの品数を豊富に揃えているため、やむを得ず買物をするため「中央市場」へ行く場合には、使用人などの現地人を伴い、現地人をして購入させることが肝要である。

(7) 街中では財布を見せない。

(8) 大金を見せてはいけない。

(9) 当国は、市内より車で2~3時間も走れば反政府グループの跋扈する未開森林地帯が延々と広がっており、いわゆる観光地以外は一般的に身の危険が実際にあり、治安当局の対応も信頼がおけないため、自助努力による危険排除が重要である。

(92年8月、市内より車で2時間あまりの地のアフォバカ湖(当国唯一の水力発電所あり)にいたるアフォバカ街道(産業道路として開発されたものであるが、人家は少なく、また、日中でも人通りが少ない)を走行中、マシンガン武装の賊に脅され、車を奪われるケースも発生している。)

(10) 当国では、官庁などオフィスの閉鎖した午後3時以降の継続勤務、及び、土・日曜の出勤を日本と同じように習慣として行うことは、人けのない時間帯となり、機会を狙っている犯人の格好の餌食となるので要注意。

殊に、夜間の継続勤務及び祝祭日勤務はきわめて危険となる。

(11) 夜間、繁華街などリスクのある場所へ出かける場合は、極力複数で行動することが肝要である。そのほうが危険防止になるばかりか、何か事件に巻き込まれても、その事実を関係者に伝え、次の対処が期待できるからである。

4. 万一の緊急事態発生に備えて

- (1) 治安状態についての関心を持つ(会社、友人)
- (2) 緊急連絡先の常備及び確認
- (3) 病院、警察(自宅、会社近く)を念頭に入れておく
- (4) 現金(ドル)は緊急避難に備え常に用意しておく(会社、自宅、行動時)
- (5) パスポートなど身分を証明する書類は、その所在を常に明らかにしておく
- (6) 非常用の水、食料、懐中電灯などの準備
- (7) クレジット・カードなどの重要な物の住所登録は事務所の住所宛とすること
- (8) 当国内において、銀行口座の種類を沢山持つことは問題

<3>強盗、誘拐窃盗など緊急事態遭遇時対策

いつ、どこで、どんな事態に遭遇するかといったことは誰にも事前にわかるものではなく、多くはケースバイケースで判断せざるを得ない要素を含んでいるところから、以下は、予想される、あくまでも一つの判断材料の参考として考えて頂くことが大切である。

1. 事件の種類

(1) 強盗

イ. 夜間、自宅、会社、レストランなどを出よう(入ろう)とした際、1人または複数の強盗に拳銃(ナイフ)を突きつけられた。

ロ. 就寝中、強盗が侵入してきた。

ハ. 地方を車両で走行中、銃器などを所持した1人または複数の強盗に止められそうになった。

(90年、当地国際空港に向け走行中の当地ソ連大使館員が路上で殺害。93年3月、車両で当国東隣の仏領ギアナ入り直後の当地仏大現地職員が強盗に遭いナイフで脅され金品を奪われる。また、同年4月タクシーで仏領ギアナに向かう途中の仏人が、ブッシュニグロに現金を強奪される(本件は運転手がぐるであった様子)などの事件が発生している)。

(2) 誘拐

イ. 昼夜にかかわらず、人通りのある路上を走行中、車両利用の1人または複数の誘拐犯人に車をぶつけられ銃器などを突きつけられた。

ロ. 夜間、自宅、会社、レストランなどを出よう(入ろう)とした際、1人または複数の誘拐犯人に銃器などを突きつけられ誘拐されてしまった。

(3) 窃盗

イ. 空港、レストランなどにおいて所持品の置き引きにあってしまった。

ロ. 就寝中ないし不在時、自宅に物盗りが侵入してきた。

(4) その他

イ. 交通事故

ロ. タクシー運転手による強盗

ハ. レイプ

ニ. 犯罪現場に遭遇

2. 基本的心構え

当然のことながら、上記のような事件に遭遇しないための安全対策を徹底しておくことが肝要であるが、もう一方で、常に事件に遭遇したときを想定し、日常の行動の中で自分なりのイメージトレーニング(例えば、就寝中、銃器や刃物で武装した賊が屋内を抜け、寝室に侵入しようとしていることに気がついた場合などさまざまなケース)を継続して実施することが大切である。

3. 具体的対処方策

(1) 強盗

当国において、この種の事件に遭遇する可能性は非常に高い。特に対象が外国人の場合

には、犯人側から見ると、多額の現金（装飾品）を所持している可能性が高いとの認識があり、かつ、スキがあるのも事実である。

路上での強盗に遭遇した場合は、どんな状況にせよ、大声を出して騒ぐことなく、冷静に相手の言うままに対応するしかないであろう。なぜなら、日本のように通行人などの助けを期待することはまずできないし、仮に犯人が1人のように見えても、実際はほとんどの場合複数である。

なお、この際最も注意すべきことは、相手の言うまま、するがままにまかせ、いたずらに抵抗することは避けるべきである。自分からポケット（ハンドバッグ）などに手を入れて財布などを出す行ためは、拳銃または刃物を取り出す行ためと間違えられ発砲されるケースが多いのが実態である。

屋内強盗も同様、事前の防犯対策が重要であり、屋内に入られてしまったからには、犯人の言うなりにまかせることが肝要である。

判断の迷うケースは、車両を運転または同乗している際、強盗に遭遇したケースであろう。このケースも基本的には、犯人側の事前準備（時間、場所、対象の選定）があるものと考えなければならない。したがって、簡単に逃げ去ることは困難であろう。理論的には、突破するか、停車するかを基準として、

- ・ 職業運転手が運転しているか
 - ・ 時間・場所はどうか
 - ・ 発見時における犯人側との距離ほどのぐらいか
 - ・ 近くに逃げ道があるか
 - ・ 犯人の人数はどうか
 - ・ 犯人の所持する武器は何か
- などの判断が考えられる。

一般的には、停車して、車両なり現金なりを引き渡せば良いではないかとの考え方もあるが、証拠隠滅、逃走を容易にするため被害者を射殺するケースもあり得るので、たとえば防弾車を利用して、ほかに逃げ道があるにもかかわらず、あえて停車することが、必ずしも唯一安全であるとは言えない。

よって、上記の基準を参考にして、運転の際は常にイメージトレーニングに務め、不幸にして事件に遭遇した場合はケースバイケースで判断する。また、職業運転手に対しては、最低限の防御運転術をマスターさせておく必要がある。

(2) 誘拐

誘拐防止のための基本3原則は、

自立たないこと一標的にならない環境作りをすることが、セキュリティの重要ファクター。

常に用心を怠らないこと一油断大敵、狙われている危険性を常に認識し、それを自分の行動で示す。

行動を予知されないこと一通勤時間帯、通勤経路、昼食場所などをできる限り変えること

であり、一般的留意事項としては、

- ・ 会社内部における安全担当責任者の配置
- ・ 誘拐事件関連情報の収集、分析
- ・ 会社独自のマニュアルの作成、整備（発生時対応用）
- ・ 誘拐事件防止教育の実施（自衛の精神の醸成）

などが挙げられるが、不幸にして、誘拐されそうになった場合、犯人が銃器などで武装している限り、その場から逃げることは不可能に近い。

しかし、上記強盗事件のケースと同様、状況によっては必ずしも停車することが唯一安全なことではない。むしろ、相手方が2～3人程度で、銃器などを所持していないことが明らかな場合は、その場を突破することも考えておかなければならない。

(3) 窃盗

当国では、日本と違い、強盗と窃盗は紙一重の差である。つまり、泥棒しようとする犯人は、相手が抵抗した場合には直ぐに強盗犯人になれるような準備をしているということである。ということは、基本的には強盗事件のケースと同様、予防対策がきわめて重要であり、不幸にして事件に遭遇した場合にはいたずらに抵抗しないことが基本である。

ひったくりの場合は、犯人の心理として、抵抗された場合には強引にナイフ、拳銃などを使うつもりであることは間違いなく、抵抗することにより、最悪の場合には、死にいたることを念頭におかなければならない。ひったくられた場合には、特別の場合を除き、追跡することは避けたほうがよい。また、体力に自信のある男性であっても、犯人は複数でかつ凶器を所持していることを前提に考えれば、犯人を逮捕するという行動は差し控えることが賢明であろう。

置き引きのケースでも、防止対策が肝要であって、抵抗、追跡をすることは賢明でないことを肝に銘じておくべきである。むしろこのような場合には、できるだけ速やかに、官憲（空港職員、MP、警察官など）に通報すべきである。保険の関係もあり、事後、被害届を提出し確認証を受領しておくこと。

(4) その他

イ. 交通事故

当国の交通事情は、交通マナーの悪いことで知られており、したがって、防衛運転に心がけていても、相手車両から衝突される危険性は非常に高いと言わざるを得ない。

(当国では、英領時代の名残りで車は左側通行であるが、車両の大多数は右側通行の旧宗主国オランダからの輸入中古車で左ハンドルのため、追い越し、追い越されなどのとき、見透しがきかず要注意)

こうした交通事故に遭遇した場合には、保険請求などの問題もあり、警察の出動を求めることが原則であるが、この事故が夜間それも人通りの少ない路地などで発生した場合、相手車両に複数の麻薬常習者とおぼしき人物が乗車しているような場合など、その事故対応には十分な注意が必要である。前記強盗、誘拐事例のように、数人が乗っている車に追突された場合は、一時停止することも含め、

- ・相手方は麻薬常習者など不良人物の可能性がある

- ・時間にもよるが相当酒に酔っている可能性がある

などの判断をして、冷静に対処する必要がある。特に、深夜で、人(車両)の通行がないときなどは危険である。

こうした場合、相手方は事故の非を認めようとしなない場合が多く、かつ、事故の責任を当方になすりつけてくる可能性が高いが、口論となり傷害、強盗、殺人事件などに発展する可能性なしとしないので、できる限り早く現場を立ち去る努力をすることが一番必要なことである(警察を呼ぶか呼ばないか、示談をどうするかなどを冷静かつ速やかに判断する)。

ロ. タクシー運転手による強盗

市内では聞かれないが、当国でも遂に、上記<3>1. (3)のケースが実際発生するようになってきたので注意を要する。

ハ. レイプ

当国の強姦件数は、当国統計(91暦年)によれば164件発生している。これは前年比36.7%の増加を示している。

したがって、挑発的な服装での外出や、夜間の独り歩きについては注意を要する。

ニ. 犯罪現場に遭遇

こうしたケースで、警察などに通報するのはともかく、犯人を制止、逮捕しようとした

り、追跡してはならない。なぜなら、強盗の項でも説明したとおり、犯人は複数で、かつ、凶器を所持しているからである。

以上

チリ安全の基礎

チリ共和国
Republic of Chile

出入国時の留意事項

●査証

日本とチリには査証免除取極があるので、入国目的が通過および観光にあたる90日以内の短期滞在（観光、知人訪問等）の場合は、査証取得を免除される。また、90日を超えて滞在する場合、1回に限り更新は可能。

なお、更新の手続きは期限切れ直前でもかまわないが、あらかじめ内務省民事登録局外国人課（地方では地方刑事局あるいは県庁）で行う必要がある。

●出入国審査

長期滞在査証および永住査証取得者は、出国の際に出国許可証が必要である。長期滞在査証は1回限りで、再入国許可証を取得しないで出国した場合は、その査証は無効となる。同許可証は、出国前48時間以内に国際警察に申請のうえ取得する必要がある。

●外貨申告

出入国時の外貨申告の義務はないので、自由に外貨の持ち込み、持ち出しが可能。

●通関

通関には、無申告通関および有申告通関の2通りがあり、通関検査は比較的スムーズに行われているが、電気製品（例：パソコン、小型テレビ、ビデオ、カメラ）等高価なものを持ち込む場合は通関の際申告するのが無難。

なお、持ち込み禁止品目としては麻薬類のほか生ものに当たる肉、野菜、植物等が挙げられている。ただし、加工食品であれば持ち込み可能。また、持ち出し禁止品目は特にないが、歴史的価値のある絵画等および動・植物（標本を含む）については特別の許可が必要となる。

滞在時の留意事項

●滞在届

観光旅行者の場合、入国審査時に出入国記録カードにあたる旅行者カード（TARJETA DE TURISMO）が交付されるので、それに所要事項を記入、また署名をし、入国審査官に提出することになる。入国審査官は2枚1組の旅行者カードの上1枚を記録用として手元に残し、残り1枚を旅行者に手渡すので、出国時まで大切に保管する必要がある。

観光以外の査証（居住、雇用契約、学生査証等）を取得して入国する場合（公用・外交も含む）は、入国カード、出国カードをその都度記入し提出することになる。なお、このうち公用・外交以外の査証で入国する18歳以上の人については、出入国手続とは別に、入国後30日以内に滞在のための外国人登録および身分証明書取得が義務づけられている。

●旅行制限

軍に所属する施設ならびに国境周辺への立ち入りは制限（たとえば、登山および学術調査を目的とする場合、入国90日前に許可申請を行う必要がある）されているので、これらの場所に出かける場合は、あらかじめ許可を取り付けておく必要がある。

●写真撮影の制限

写真撮影は原則として自由である。ただし、一部公共施設（MONEDA宮殿内部、美

術館等)ならびに軍関係に使用される施設の写真撮影は禁止。なお、写真撮影禁止の場所には通常、標識(カメラの絵に×印を付したもの)が立てられている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

WHOの指定する国際麻薬品目に該当する麻薬類の持ち込みは、それを所持する合理的な理由となり得る医者所持証明書等の提示がない限り、ただちに逮捕され、最低61日から最高20年にわたる懲役刑が科せられる。

したがって、病氣治療等やむを得ない場合を除き、絶対に麻薬類の携行は避けなければならない。

●不法就労

旅行者が就労許可なしで就労した場合、48時間以内に国外に退去するよう命令を受けることになる。したがって、就労する場合、最寄りの州庁で旅行者カードを提示のうえ、必要な書類を整えて就労許可証の交付を受ける必要がある。有効期間は30日。30日を超える場合は、労務契約書等の提出を行い期間の延長許可を得る。

●治安維持

テロリスト等による、銀行等に対する強奪および警察・軍施設へのテロ事件が時折起こっており、官憲によるこれら公共機関付近での不審尋問もあり得るので、外出の際は身分を明らかにするため、旅券を携行する必要がある。

その他特殊取締

売春禁止法ならびに道徳侮辱法により、違反者には罰金または1日以上60日以内の拘留措置がとられることがある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

一般に静かな生活を好み、仲間同士の集まりでも大騒ぎすることはあまりない。外国人に対しては親切で知り合いになると家庭に招待されることもあるが、他方礼儀を重んじ、服装等に注意を払う国民でもあるので、挨拶や身だしなみには注意を払いたい。なお、欧米諸国と同様レディー・ファーストの国であるから、エレベーター、自動車等の乗り降りの際、ホテルなどの出入り口では注意を要する。

安全のためのひとくちアドバイス

中南米のなかでも比較的治安が良いとされているが、最近、空き巣、路上泥棒、車両盗、スリ、置き引き、ひったくり等が増えている。特に、夜間のセントロ地区(市の中心部)およびサンチアゴ南部地域(下層階級街)では、凶悪犯罪も多いので、これら地域への立ち入りは避けるに越したことはなく、また、写真の撮影も控えたほうがよい。なお、その他の地域、特に外国人旅行者の集まるホテル・レストラン、観光名所での盗難が増えており、旅券、現金、トラベラーズ・チェック等貴重品の保管には十分注意を払うこと。

サンチアゴ経由で、アルゼンチン領土にあるアコンカグアへの登山者は、緊急時に備え、登山口での登録はもとより、サンチアゴ市内に滞在中、日本大使館または、日本人経営宿泊所等に登山計画を届け出ることを勧める。

健康上の留意事項

生水は避けること。ミネラル・ウォーター(アグア・ミネラル・シンガス:ガスなし、またはコンガス:ガス入り)を注文すること。できれば氷にも注意すること。高級レストランはほとんど心配ない。

コレラが発生(1991年4月)したこともあり、生野菜、果物では地面に接している野菜(レタス等)は絶対に避けること。トマト、キュウリは心配ない。地面で育成されるイチ

ゴも避けるべきである。

海産物は、特に生ものに注意すること。

首都圏は年間を通じて、1日の寒暖の差が激しい(15~20度以上)ので、風邪、寝冷え(下痢)に要注意。

冬期(雨期)にチフス、肝炎、脳膜炎が流行しやすい。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.6961154

〈パトロールカー〉 Tel.133

〈消防署〉 Tel.132

〈救急車〉 Tel.2224422, 2257216

〈病院〉

ラス・コンデス病院の救急車 Tel.2111000

ドイツ病院の救急車 Tel.2299515

緊急時の言葉

「泥棒」=ラドロソ

「助けて」=ソコーロ

「警察」=カラピネーロ

「警察を呼んでくれ」=ジャメ・ア・カラピネーロス

「パトロールカー」=ラディオ・パトルーリジャ

「救急車」=アンブランシア

「火事」=インセンディオ

「消防車を呼んでくれ」=ジャメ・ア・ボンペーロス

「医者を呼んでくれ」=ジャメ・ア・メディコ

在外公館アドレス

●大使館

在チリ大使館

Embajada del Japon, Av. Providencia 2653, 19 Piso,

Casilla 124, Correo 35, Santiago, Chile

Tel.2321807~11

1992年10月

はじめに

チリ共和国は中南米諸国の中では国民の文化水準も比較的高く、また、経済も累積対外債務問題を抱えているものの、ここ数年来好況を呈しており、治安面でも幸いこれまでに在留邦人が直接大きな被害にあったケースもなく、治安状態も比較的良好と考えておられる在留邦人が多いのではないかとされます。事実、欧米、ラ米の諸都市に比べ凶悪犯罪は少ないと思われます。しかしながら、実際には我々の身の回りにはいろいろな犯罪や、テロ事件が発生しております。1990年3月に16年余に及んだ軍事政権から民主政権に平穏に移行したものの、依然としてテロ犯罪は後を断たず、また、身体・生命の危険にまでは至っていないまでも、邦人の盗難、スリ、引ったくり、置き引き等財産犯罪の被害も増加の傾向にあり、今後も当国治安情勢には十分注意する必要があるものと思われます。

この手引きは、主にサンチャゴ首都圏の在留邦人の皆様のために当地で必要と思われる治安防犯に関する一般的予備知識や生活上の若干の留意点についてとりまとめたもので御参考にしていただければ幸いです。

また、この手引きは、今後当地の治安情勢の大きな変化や皆様の生活体験に基づく御意見等を随時取入れ、更に充実したものになりたいと思っておりますので、お気づきの点等がありましたら、大使館領事班まで御連絡下さい。

目次

A. 当国における犯罪状況

1. 一般犯罪の特徴

- (1) チリ国主要犯罪統計表
- (2) 一般犯罪概況
- (3) 刑事事件検挙率
- (4) 一般犯罪の内容
- (5) サンチャゴ首都圏地域別一般犯罪検挙者数
- (6) 主要犯罪の国際比較

2. 治安関連犯罪

- (1) テロ事件件数
- (2) テロ事件の傾向
- (3) テログループとその主な形態
- (4) テロ対策

3. 麻薬関連

B. 治安、防犯対策

1. 犯罪に対する心構え

2. 具体的対策、注意事項

- (1) スリ、引ったくり
- (2) 家屋侵入、窃盗
- (3) 車両盗難
- (4) 交通事故
- (5) 誘拐、テロ

3. その他

C. 犯罪発生後の連絡先

1. 緊急連絡先

A. 当国における犯罪状況

1. 一般犯罪の特徴

(1) チリ国主要犯罪統計表 (1990年度)

区分		チリ国全土	うちサンチアゴ首都圏
	人口<人>	13,173,000	4,648,000
殺人	認知件数<件> (対前年比)	1,588 (-5%)	561 (-18%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	12.1 (-6%)	12.0 (-19%)
	検挙率 <%> (対前年比)	93.6 (-2%)	88.8 (-2%)
強姦	認知件数<件> (対前年比)	2,061 (-2%)	716 (-33%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	15.6 (-6%)	15.4 (-39%)
	検挙率 <%> (対前年比)	78.6 (-7%)	79.3 (+27%)
傷害	認知件数<件> (対前年比)	58,378 (+5%)	25,323 (-4%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	444.4 (-1%)	546.4 (-6%)
	検挙率 <%> (対前年比)	53.3 (-6%)	38.1 (-5%)
強盗	認知件数<件> (対前年比)	4,637 (+63%)	2,824 (+20%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	32.0 (+45%)	60.8 (+16%)
	検挙率 <%> (対前年比)	32.0 (-35%)	30.9 (+5%)
窃盗	認知件数<件> (対前年比)	206,797 (+19%)	116,869 (+19%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	1,587.3 (+19%)	2,564.1 (+15%)
	検挙率 <%> (対前年比)	18.6 (-62%)	21.6 (-116%)
うち 侵入盗	認知件数<件> (対前年比)	147,396 (+22%)	91,080 (+22%)
	犯罪率 <件> (対前年比)	1,123.6 (+20%)	1,960.8 (+15%)
	検挙率 <%> (対前年比)	22.9 (-14%)	13.7 (-33%)

・犯罪率は、人口10万人当たりの認知件数です。

(注) 窃盗件数について侵入犯の比率が著しく高いが、これは当国では定型化された被害届けといった様式もなく、警察署にて事情聴取をし記録・証明をしてくれるものの、重大事件以外は現場確認もなく、以後の捜査にて被害品が還付される確率が低い状況にあります。従って被害軽微な窃盗事件等については届けでる者も少なく、実際の発生件数は認知件数よりかなり多いものと思料されます。

(2) 一般犯罪概況

上記統計は90年に軍事政権から民主政権に移行した後のものですが、特に強盗・窃盗等の財産犯罪が著しく増加しております。特に銀行強盗・高級住宅地の一戸建家屋を狙った押し込み強盗が多発し社会問題化しております。

また、91年9月にはエル・メリクリオ新聞社総支配人の子息(成人)の身の代金誘拐事件が発生し、大きな反響がありました。今後この種の事件にも注意する必要があります。

(3) 刑事事件検挙率

犯罪の内容別では殺人傷害事件に対する検挙率は90%台となっているのに対し、刑事犯罪の多数を占める強盗、窃盗、引ったくりに対する検挙率は20%台で極めて低いものとなっています。これは殺人等の凶悪犯罪に対する警察当局の重点的捜査活動に比べ、窃盗、引ったくり等については件数が多いこと、犯罪に対応すべき人員の不足によるものと思われま。これら刑事犯罪の被害者とならないよう、日常充分注意する必要があります。

(4) 一般犯罪の内容

一般犯罪の内容については、アルコール関連、交通違反、銃、爆発物関連、麻薬関連、他の特別法関連犯、公序良俗違反、売春、喧嘩、過失犯及び詐欺、窃盗、引ったくり、放火等の財産侵入犯が大多数を占めております。また交通事故(除飲酒運転、交通違反)も多く、サンチャゴ大首都圏のみでも1990年には1日当たり約55件の事故が発生しています。

(5) サンチャゴ首都圏地域別一般犯罪検挙者数

サンチャゴ首都圏地域別一般犯罪検挙者数は、当地で危険地域とされているサンチャゴ南部地区が全体の3分の1を占め、他地区の2倍となっています。また、南部の下層階級街では凶悪犯罪も多発しています。

(6) 主要犯罪の国際比較 (1889年度)

主要先進国の犯罪統計表と1-(1)のチリの統計表を比較してください。

人口10万人当たりの犯罪率は、日本と比べ殺人・強姦では10倍以上、強盗は25倍、侵入盗は6倍の発生があり、防犯には十分配慮する必要があります。

他国との比較では一概にいえませんが英国とよく似た治安状況にあることが、伺えます。

犯罪認知件数、犯罪率、検挙率の国際比較

区分	日本	米国	英国 (イギリス及び ウェールズ*)	フランス
人口 (人)	123,255,000	248,239,000	50,393,314	56,016,985
殺人 認知件数 (件)	1,308	21,500	4,596	2,562
殺人 犯罪率 (件)	1.1	8.7	9.1	4.6
殺人 検挙率 (%)	95.9	68.3	78.0	83.3
強姦 認知件数 (件)	1,556	94,504	6,076	4,342
強姦 犯罪率 (件)	1.3	38.1	12.1	7.8
強姦 検挙率 (%)	83.6	52.4	81.8	85.2
強盗 認知件数 (件)	1,586	578,326	3,163	52,992
強盗 犯罪率 (件)	1.3	233.0	65.8	94.6
強盗 検挙率 (%)	75.9	26.0	26.5	22.8
窃盗 認知件数 (件)	1,483,590	12,605,412	2,793,823	2,044,801
窃盗 犯罪率 (件)	1,203.7	5,077.9	5,544.0	3,650.3
窃盗 検挙率 (%)	41.7	18.0	29.0	14.5
うち 認知件数 (件)	235,079	3,168,170	825,930	383,126
侵入盗 犯罪率 (件)	190.7	1,276.3	1,639.0	683.9
侵入盗 検挙率 (%)	64.9	13.8	27.3	15.4

注) 1 各国犯罪統計書による。
2 犯罪率は、人口10万人当たりの認知件数である。

2. 治安関連犯罪

(1) テロ事件件数

当地エル・メルクリオ紙によれば、1991年に発生したテロ関連事件は204件です。攻撃手段として、爆弾48.4%、襲撃41.7%となっており、目的として暗殺9.3%、財産的損害27.5%となっています。

(2) テロ事件の傾向

1989年は、12月に大統領選挙、国会議員選挙が行われ、反政府側の統一候補エイルウィン氏が大統領に当選したことにより、反政府過激派がテロ活動を自粛したこともあり、テロは一時減少しましたが、再び増加傾向にあります。

もっとも、当国で多発している爆弾、火炎ビン等を使用した破壊行動の多くは貧民地区等発生地域が比較的限定されており、更には、攻撃目標は軍、治安警察当局、公的施設等が圧倒的に多く、対象が特定されて、一般市民を巻き添えにするような無差別テロは少なく、在留邦人がテロ事件に巻き込まれた事例はこれまでに皆無です。

但し、今後テログループがアジトを貧民街から高級住宅街に移す傾向もあり、巻き添えを食う恐れもあり、予断を許されない状況です。

(3) テログループとその主な形態

当国には左翼テログループの他、同グループ及び左派系活動家に対抗する右翼テログループも在り、同グループによる主なテロ形態は次の通りです。

イ. 左翼テログループ

(イ) 変電所、電話会社、警察署、軍施設、モルモン教会、銀行等に対する爆破による破壊。

(ロ) 警察署、軍施設等に対する自動小銃、手留弾、ロケット弾等による攻撃、警察官、軍人暗殺。

(ハ) ラジオ局、外国通信社等の占拠。

(ニ) 活動資金調達のための金融機関、スーパー輸送車等の襲撃。

ロ. 右翼グループ

(イ) 労働組合幹部、左派活動家、反政府政治家、判事等に対する死の脅迫。

(ロ) カトリック教会、牧師に対する攻撃。

(4) テロ対策

当国のテロ対策の担い手は、警察軍及び刑事警察であるが、1990年3月の民政移管後、国家中央情報局を解体し、軍がテロ対策から手を引いたため、ハード、ソフト面において、当局のテロ対策は極めて貧弱なものとなりました。

しかし、1991年4月のグスマン議員暗殺後、政府はマヌエル・ロドリゲス戦線自治派を国家安全保障法に違反するとして裁判所に告発し、テロ組織に対して毅然たる態度で臨み、また、治安対策局の設置、警察軍の増員等の対策を実施し、以後テロアジトの摘発・幹部の逮捕等、その効果は徐々に上がっています。

3. 麻薬関連

麻薬取締りに対する当国の姿勢は厳しく、最高20年の懲役刑が科せられます。絶対に麻薬に関与しないよう注意する必要があります。

当国では麻薬取締りについて国家警察軍内に麻薬取締防犯課（通称OS-7）が設置されており、当国への搬入の未然防止、捜査、撲滅運動等を行っています。1990年の麻薬関連事件は1,663件です。

他方、麻薬患者による犯罪も増加の傾向を示しています。チリにおける麻薬事件の大半は、コカイン・マリファナで1990年には各々、84kg、77.7kgが没収されています。また、ボリビア人、ペルー人、コロンビア人による麻薬搬入事件がしばしば起っています。

欧米における麻薬撲滅運動の結果、国際麻薬ルートからはずれているチリを経由地として利用する動きが見られ、しばしばチリ干預域内沿岸にて大量のコカイン密輸船が押収されています。

B. 治安防犯対策

1. 犯罪に対する心構え

当国での安全な生活の確保のためには、まず当国の国情を理解すると共に、何といたっても平素から周囲の当国の人々との間に良好な人間関係を築いておく必要があります。

在留邦人の皆様の安全確保は当国政府が第一義務を負っていますが、当国官憲の防犯捜査能力については人的、物的限界があることを念頭におき、皆様も常日頃から新聞、テレビ、ラジオ等のニュースに注意を払い、現在の情勢及び今後の動向等状況の変化に機敏に対応し、犯罪に遭遇しないよう、自己防衛意識と安全確保の自覚を持ち続け、万全の予防対策を講ずることが大切です。

2. 具体的対策、注意事項

(1) スリ、ひったくり

イ. 犯行は主に数人のグループによることが多いので、外出時には周囲の状況に気を付けると共に、特に1人歩きは犯人に狙われやすいので、出来れば避けることが望ましい。しかし、1人歩きをせざるを得ない際には細心の注意を払う必要があります。特に小さなお子様連れのお母さんはハンドバッグのひったくりに注意して下さい。(子供の手を離せず、ハンドバッグを離さざるを得ない。) また、不審人物の接近、尾行にも注意を払う必要があります。

ロ. 外出時には必要以上の現金や貴重品は持ち歩かないこと。また、どうしても持ち歩く必要がある場合には、ズボンの後ポケットには入れず、外部から容易に察知することが出来ない数ヶ所に分けることが肝要です。

ハ. 女性の場合、華やかな装飾品を身につけて人通りの多い所には行かないこと。

ニ. 空港、ホテル、レストラン等では手荷物は離さないこと。大きな荷物には常に注意し、人が触れたら判かるようにすること、かつ、見知らぬ人に監視など依頼しないこと。

ホ. 買物や飲食代の支払い時には人前で多額の現金入り財布を取り出したり、数えたりしないこと。

ヘ. ショルダーバッグ、ハンドバッグは両手でかかえること。

(2) 家屋侵入、窃盗

イ. 住宅の選択は独立家屋より、警備の完備したアパートの方が安全。但し、アパートも一階は鉄格子がないと危険。二階より上でも、ベランダから立木により侵入可能であるため、戸締まりに注意する。

ロ. 独立家屋の場合には、外から容易に中が覗けないような物件を選び、警備員の雇上げ、または番犬を飼うと共に、侵入可能な窓には鉄格子などを設置する。特に物売り、物貰いには要注意、不在かどうか確かめられかねない。

ハ. 独立家屋の場合には内部からの見通しを良くするため、視界をさえぎる樹木等の枝払いをすること。夜間の屋外照明は明るくすること。

ニ. アパート、独立家屋共に、入口の扉には広角の覗き窓及びドアチェーンをとり付け、また各施錠の整備をすること。

ホ. 警備員、庭師、女中等の使用人は身元のはっきりした信頼のおける者を雇い、見知らぬ来訪者は容易に敷地、家屋内に入れないよう、よく指導すること。

ヘ. 多額の現金や貴重品は鍵のかかる安全な場所に分散して保管すること。

ト. 外出時には戸締まり、施錠を確認し、最小限の家屋内外の電灯、テレビ、ラジオ等をつけっ放しにしておき在宅のように見せかけておくこと。

チ. 旅行等で長期間家を留守にする時には、親しい知人や友人に時々家を見てもらうようにすること。また、使用人には行き先、帰宅日時等は言わないようにすること。

リ. 泥棒、強盗は事前調査を行っている事が多いので、不審人物が家屋のまわりをうろろしている時には警察に通報すること。

ヌ. 不幸にして賊等の侵入があった場合には抵抗したり、相手の神経を刺激することは避け、身の安全を第一と考えること。

ル. 独立家屋で接客する場合、特に二階建ての家では一階が接客で賑っていると、二階が狙われやすいので注意すること。

(3) 車両盗難

イ. 住宅の選択に際しては、独立家屋の場合には敷地内、また、アパートの場合には地下等に施錠可能な駐車場付きの物件を探すこと。特に夜間の路上駐車は盗難の危険が大と言えます。

ロ. 短時間の駐車でもエンジンをかけたまま車から離れないこと。必ずエンジンを切り、窓を閉め、ドアをロックすること。

ハ. 車内の人目に付きやすいところに貴重品類、衣類等を放置しておかないこと。盗難の他にガラスを割られる危険があります。また、人目に付く駐車場で貴重品類を取り出してトランクの中に入れないこと。常に泥棒は皆様の行動を監視しています。

ニ. 車内にパスポート、身分証明書、免許証、銀行カード、カメラ等は入れておかないこと。

ホ。駐車は警備員のいる駐車場が良い。路上駐車の際は必ず車の見張り人のいる所とし、チップもお忘れなく。人通りが少なく、暗くて人目に付かないところには長時間の駐車はしないこと。

(4) 交通事故

当国では飲酒運転による交通事故のみならず、一般の交通事故も多く発生しております。皆様もお気付きのとおり、当国の運転は日本に比べ相当乱暴ですので、充分気を付けて運転する必要があります。

1990年には1年間で交通事故39,479（うち死亡事故1,295件）件が全国で発生しています。安全運転、交通法規の遵守に心掛けましょう。

イ。車両の点検は常に怠らないこと。

ロ。車間距離を充分とり、走行中、停車時共に後続車の動きにも注意すること。

ハ。信号無視が多いので発進時には再度左右からの進行車、横断車の有無の確認が必要です。特に夜間の青信号に注意のこと。赤信号は止まること。また無燈の自転車にも注意すること。（尾灯、ブレーキ燈が点灯しない欠陥車もあります）

ニ。当国の場合、飲酒運転の取締まりはそれほど厳しくありませんが、飲酒運転による事故の場合、必ず飲酒者側に責任が負わされることとなります。（車両保険も支払われません）

また、週末の夜間は、飲酒運転者が多いので、特に注意が必要です。

ホ。当国のタクシー、バスは極めて乱暴な運転で事故も多いところ、タクシーの場合には助手席には乗らぬこと。また、バスはルートにより、また、満員の場合は危険ですので乗車しないこと。（事故のみでなく、スリにも御用心）

ヘ。歩行の場合は、大通りでは必ず信号のある横断歩道を左右の車両に注意して渡ることに心掛けること。サンチャゴでは歩行者優先ではありませんので、交通量の激しい無信号の道路を横断しないこと。

ト。交通違反取り締現場で現金を支払おうとすると賄賂とみなされ逮捕されることもあるので、現場では交通違反切符受領にとどめること。

(5) 誘拐・テロ

当国では幸い今までのところ、邦人が誘拐または殺害された事件は発生しておりませんが、誘拐事件は、一般的にその解決までに長期間を要することから本人はもとより、家族を始め関係者に精神的、物的な負担が大きく、くれぐれもかかる事件に遭遇しないよう充分気を付ける必要があります。

イ。誘拐犯はその対象とする人物の住宅、事務所、家族構成、生活行動のパターン、使用人等を長期間に渡り徹底的に監察の上、その行動を実行する傾向があるので、皆様も、家族を含め常日頃から何かいつもと特別に変わった状況がないか、警戒心をもって行動することが必要です。

ロ。誘拐は通勤、買物時等の外出、帰宅時を狙うことが多いので、家や事務所の駐車場では付近に不審な人物や待ち伏せ車がないかどうか、また、不審車の尾行がないかどうか確認しながら運転すること。定期的な時間帯での出勤、帰宅、買物はそのルートをしばしば変更する必要があります。

ハ。走行中は出来るだけ中央車線を走り、裏通り・デモ等の集会場所・交通渋滞路線は避け、車間距離を保ち、緊急時Uターン等の行動体勢を確保して運転すること。走行中車の窓は少ししか開けず、またドアのロックも忘れないこと。

ニ。走行中不審車の尾行を察知した場合、一旦停止し、当該車を通り過した後、進路を変更し、最寄りの警察署又は警察官等のいる場所に避難すること。

ホ。ヒッチハイカー等見知らぬ人は乗車させないこと。

ヘ。乗車の際、車の中に潜んでいる者はいないかどうか、また、車の下、前後等に不審な者はいないかどうか確認してから乗車すること。爆発物等、不審物件を発見した場合には自分で処理せず、警察に通報のこと。

ト。発送人不明の小包、中から変な音のするもの、開封して再包装した形跡のあるものは、爆発物等の危険物が入っている恐れもあるので、その処理には注意すること。

チ。自分の住所や電話番号はむやみに他人に教えないこと。

リ。金銭目的の誘拐には幼児も狙われやすいので、子供の行動にも常日頃充分気を配るよう心掛けること。

また、万一誘拐された時は冷静沈着に心掛け、犯人の指示に従い、犯人に対しては挑発的・刺激的な行動はとらず、無理な単独逃走は試みないこと。犯人の数、容貌、性格、動作言葉の特徴、連行経路、監禁場所の状況等に注意し、記憶に留めるよう努力すること。

ヌ。強盗等の凶悪犯に遭遇し、金品を要求された場合、身の安全を第一に考え、犯人の要求に従うこと。無理に抵抗したり、実力行使などはしないこと。

3. その他

(1) 当国では軍関係施設に許可なく立ち入らないこと。同施設の写真撮影は禁止されていますので、御注意下さい。これらの行為を監視兵に発見されると、即発砲される危険があります。

(2) 左派系のデモが行われている場所で、無差別に逮捕・留置されることがありますので、外出前には治安情報に注意し、それらの場所は出来るだけ避け、近付かないよう注意すること。また、身分証明書は常に携帯するよう心掛けて下さい。

(3) 皆様が事故、事件等に遭遇した場合には、警察への通報と共に知人・大使館にも知らせて下さい。必要に応じ対策を講ずることも可能となり、また他の在留邦人に対する注意喚起、在留邦人被害統計、また本手引書の改訂の際の参考にもなります。また、誘拐等重大事件発生の際は緊急連絡網等を通じ、速やかに大使館に連絡のこと。

(4) 当国に3ヶ月以上滞在される方は旅券法第16条により、在留届を提出する必要がありますのでお忘れなく、未提出の方は早急に提出して下さい。

また、住所、家族構成等届出事項に変更が生じた場合、並びに帰国・転勤の場合にもその旨届出て下さい。

C. 犯罪発生後の連絡先

1. 緊急連絡先

国家警察軍	110 番	TEL 133
＃	インフォメーション	139
＃	第1分署 (市内)	33-1111
＃	第17分署 (ラス・コンデス地区)	229-5033
＃	第19分署 (プロビデンシア地区)	225-2083
刑事警察	110 番	134
消防署		132
病院		
クリニカ・ラス・コンデス		211-1002
	(救急車)	211-1000
クリニカ・アレマナ		229-9515
ホスピタル・ミリタル		232-1000
ポスピタル・パエラ・ハラケマダ		555-0031
大使館事務所	232-1807	
＃公邸	228-9303	
日本人学校	216-6903	
JICA事務所	232-6283	
日智商工会議所	206-2128	

ドミニカ【安全の基礎】
ドミニカ共和国
Dominican Republic

出入国時の留意事項

●査証

日本とドミニカ共和国との間に査証免除取極があり、一般入国（観光、通過）については無査証で最高90日間滞在が可能。長期滞在者（就労、就学、居住、駐在）の場合は、在日ドミニカ共和国大使館に出頭し、入国査証を取得することが必要。

●出入国審査

滞在期間や滞在場所などを質問されるので、事前に調べておく。規定の滞在期間を超過した場合、出国を拒否されることがあるので、十分に注意すること。

●外貨申告

法令上、外貨申告制度はない。しかし、出国の際は現金またはトラベラーズ・チェックの合計で、1人当たり上限5000米ドル相当の外貨しか持ち出せないこととなっている。

換金については、現在、自由レートを適用しており、何ら問題ない。ただし、出国時にペソを米ドルに交換する場合は、換金したときに銀行が発給した換金証明書の提示が必要である。

●通関

通常100米ドル未満の品目についての通関は問題ないが、電気製品は課税の対象になりうるので十分に注意する必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在届の制度はない。

ただし、3カ月以上滞在する場合には滞在査証が必要。

●写真撮影の制限

国境、軍事施設については禁止。そのほかにも禁止地域がある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持および使用は禁止。少量でも所持しているのを見つかり、6カ月から2年の禁固刑および罰金500～2000ペソ。

●不法就労

出入国管理を強化しており不法就労者の取り締まりが一段と厳しくなっている。就労目的で入国する場合は、所定の査証を取得する必要がある。

●治安維持

治安は最近の経済状況改善により、中米カリブ諸国のなかで比較的良い。ただし、観光地においては旅行者が被害にあうケースは発生しているので、注意を要する。

その他特殊取締

交通規則、特に制限速度を守ることが大切。制限速度を1キロでもオーバーするとつかまると思って間違いない。制限速度は市内大通りでは60キロ、狭い道は10～30キロ、高速

道路では80キロである。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

日本人も含め外国人観光客のなかには、ショートパンツなどの軽装のまま市内高級レストランに出入りする者が見受けられるが、このような振る舞いは嫌われる。

安全のためのひとくちアドバイス

貴重品は常に身に付けて行動するか、またはホテルの貴重品預かりに保管してもらう。一般タクシーは、乗り合いでありルートが決まっているため、不慣れな人は利用できない。したがって、外出が必要なときはホテルのベルボーイに呼んでもらうタクシーまたは無線タクシー（Radio Taxi）を利用するのが望ましい。なお、1人での夜間外出はできる限り避けること。

健康上の留意事項

ドミニカは特にこれといった風土病および流行病はないが、結核、エイズを含む性病、肝炎などが多いので注意を要する。

外国人が世話になる病院は私立病院であるので、面倒見はよいが費用が相当高くつく。首都サント・ドミンゴ市では医療施設は整っており、医師の技術も比較的高いが、地方ではこれらは相当に劣るので、地方で病気になった場合は必ず首都に出ることが大切。

なお、1991年6月日本の無償援助でサント・ドミンゴ市のアイパール病院内に消化器センターが開設され、日本人の医師等数名が技術協力を行っている。特に緊急の場合は、医療相談が受けられる。

一般的には水は良くないので、飲み水は市販の瓶詰めの水（アグア・クリスタル等）を買って飲むこと。

在外公館アドレス

●大使館

在ドミニカ共和国大使館

Embajada del Japon, Torre BHD, 8 Piso, Avenida Winston Churchill,
Esquina Luis F. T homen, Santo Domingo, Republica Dominicana
(P.O.Box 1236)

Tel.567-3365~7,566-8023

ドミニカ「防犯の手引き」

防犯の手引

1992年10月1日

在ドミニカ共和国
日本国大使館

目次

1. はじめに
2. 防犯対策
 - (1) 強盗・侵入盗
 - (2) 窃盗・引ったくり
 - (3) 暴行
 - (4) 誘拐
3. その他の犯罪
 - (1) 麻薬
 - (2) 外貨の不正取引
4. 緊急時の連絡先等

1. はじめに

ドミニカ共和国は近隣の中米諸国と比較すれば、治安状況は良好といえますが、これはドミニカ人特有の温和な性格と島国である環境によることが起因しているものと思われます。しかしながら、最近の経済は改善しつつありますが、下層階級は極度の生活を強いられ、治安状態も良くなっておらず、窃盗・引ったくり等は日常茶飯時に起きており、時には殺人・強盗といった凶悪犯罪も発生しています。

2. 防犯対策

(1) 強盗・侵入盗

ア. アパート入居の際は、番人・電動扉設置等のセキュリティーの完備した建物が望ましく、かつ、防犯グリル・複数の施錠付で二階以上の部屋が良い。

独立家屋の場合は、常に誰かいるようにしておき、できれば24時間体制の警備人を雇い、番犬を飼うこと。

電話機は寝室と他に1ヶ所で2ヶ所（切替え方式で可）設置が望ましい。

自宅に多額の現金を保管しないこと。

女中を使っている場合、女中を100%信用しない（女中が家のことを無意識に友人や門番に話すことが情報源となり犯罪に結びつく）。

また、常日頃より隣近所とのつきあいを良くしておくこと強盗等が侵入した場合援護してくれる。

イ. 最近、夜間走行中信号で一時停止した際、近くにいた強盗にホールドアップされたり、人通りの少ない暗がりにおいて、車・バイク等を強奪される事件が多発しているので、特に夜間ドライブの際はドアをロックし窓ガラスを閉め、周囲に気を配ることが必要です。

(2) 窃盗・引ったくり

ア. ホテル・レストラン・デパート・空港等において、目を離したすきの置き引きが多く、荷物の所在には常に気を付ける。

イ. 服装、装身具に気を付ける。ハンドバック、財布等を路上等で擦れ違ふ際の引った

くり、及び、オートバイ・自動車等による後をつけられての引ったくりがある。

ウ。駐車中の自動車の窓・ドアを破るかこじあけてのカーステレオ等の盗難があり、路上駐車は極力避けること。

エ。人混みを歩くときやタクシーに乗るときは、貴重品は洋服の内ポケットにいれるか、身につけておく。バック、カバン、リュック等は自分の体の前でしっかり持つておくこと。

オ。貴重品や身分証明書は分散して持参し、大金を持ち歩かない。

金はとられても諦められる額を所持する。

カ。近づいてくる物売りには無関心さを示す。

(3) 暴行

ア。夜間の独り歩きは厳に謹むこと。女性は必ず男性に送ってもらうか、グループで行動すること。

イ。外出に際しては不審な人物や車がないか必ず確認する。帰宅時にも異常がないかチェックする。

ウ。デモ、集会の場所、貧民地区や人通りの少ないところは避けて通る。また、ストのときは外出しない。

(4) 誘拐

在留邦人の子弟である3歳の幼稚園児が昨年、ドミニカ人男女により誘拐されそうになるという事件が発生している。

犯人は父親の職場の同僚と偽り、子供を迎えに来たと奥さんに語り、子供を連れ去ろうとしたが、奥さんは最近子供の誘拐事件が多いことを知っていたことから、危うく難を逃れた。

当国は最近子供を誘拐し売り飛ばす事件が多くなっているため、学校等の送迎の際は必ず親が当り、子供にも知らない人には付いていかないよう日頃より教えておくことが重要。学校への送り迎えはスクールバスがあってもできるかぎり親が行う方が望ましい。

3. その他の犯罪

(1) 麻薬

当国は、コロンビアより米国への麻薬ルートの中継地と言われており、当国の麻薬取締はことの他厳しく、麻薬関係者は重刑を課せられている。

空港税関において、邦人旅行者が風邪薬を所持していたため、税関吏は麻薬と錯覚し、長時間取り調べられるというケースもあり、薬品等の持込の際には、注意する必要がある。

(2) 外貨の不正取引

空港・ホテル・土産品店等において、観光客を相手に米ドルの不正換金を行う者がおり、素早く換金し姿を暗ます手口のため、換金した現地通貨が不足していることが多いので、かかる行為にうっかり関与しないよう注意して下さい。

4. 緊急時の連絡先等

(1) 日本国大使館
5 6 7 - 3 3 6 5
5 6 7 - 3 3 6 6
5 6 7 - 3 3 6 7

(2) 大使公邸
5 6 5 - 0 7 7 2

(3) 警察 (緊急時)
6 8 2 - 3 0 0 0
6 8 2 - 3 1 5 1

(4) JICA事務所 682-4703
 682-9635

(5) サントドミンゴ市内における緊急時の電話連絡先「711」をダイヤルすれば、オペレーターが出るので、警察 (POLICIA)、救急車 (AMBURANCIAS)、消防署 (BOMBEROS) 等必要なところにつないでくれる。

トリニダード・トバゴ【安全の基礎】
トリニダード・トバゴ共和国
Republic of Trinidad and Tobago

出入国時の留意事項

●査証

入国に際しては、入国査証が必要（ただし、通過を目的として、かつ至近便で出国する場合に限り不要）。オタワ、トロント、ニューヨーク、ワシントン、ロンドン、ニューデリー、カラカス、ジャマイカ以外の国・都市ではイギリス大使館または総領事館が代行しているため、査証取得までにはかなりの日時を要する。なお、査証申請に必要な書類は、申請書、写真、往復航空券。

●出入国審査

観光客の出入国審査は比較的簡単であるが、日系企業の駐在員のように、業務を伴って長期滞在を目的とする場合については、就労許可（Work Permit）の審査をも伴うためか、かなり時間がかかる。長期滞在者が業務等のため国外に出る場合は、必ず事前に再入国許可を取っておく必要がある。なお、1993年2月より1カ月未満の場合には、就労許可取得は不要となった。

●外貨申告

入国に際しては、外貨の持ち込み制限はないが、現地通貨の持ち出しは200トリニダード・トバゴ・ドルまでとなっており、これ以上の持ち出しは、中央銀行の許可が必要となる。外貨を換金する場合は、銀行またはホテルで行い、換金メモは必ず保管しておく。出国時外貨に換える際、この換金メモが必要となる。

ちなみにトリニダード・トバゴではこれまで、米ドルとリンクした公定レートを維持していたが、1993年4月から変動相場制に移行し、1993年9月現在で1米ドル=5.60トリニダード・トバゴ・ドルである。

●通関

通関申告は書面ではなく、すべて口頭で行われるためか、かなり厳しいといえる。入国の際にはトリニダード・トバゴ人、外国人を問わず、持ち込み荷物はすべて開けられ厳しく検査される。特に段ボール箱の場合は、一層厳しいようである。持ち込み禁止物品は、国際禁制品のほか、火薬、麻薬、ラム酒等となっており、テレビ等の電気製品を持ち込む場合は、あらかじめトリニダード・トバゴ政府の許可を取っておく必要がある。無税持ち込み品は、酒類1本、パイプ煙草250グラム以下、葉巻煙草50本以下、紙巻煙草200本以下となっている。また、動物は6カ月の隔離が必要であり、植物は出国先国官憲が発給した証明書がなければ、持ち込めない。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在届制度はない。長期商用（商社、合弁企業等の駐在員）を目的として滞在する場合には、就労許可が必要で、就労許可証さえ持っていれば、外国人登録等の滞在届提出の義務はない。

●旅行制限

旅行制限は特にない。

●写真撮影の制限

ピアコ（Piarco）国際空港および軍事施設が写真撮影禁止となっている。その他の場

所については特に制限はない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

地理的に南米大陸に近いと、同地域から北米に流れる麻薬の中継地のひとつといわれ、最近では麻薬の被害が青少年層にまで及ぶようになって、大きな社会問題になっている。政府も麻薬追放に厳しい態度で立ち向かっており、麻薬取り扱い人や所持者には、厳罰をもって臨んでいる。幸いに現在までのところ現地日本人や旅行者で麻薬事件を起こしたり、嫌疑をかけられた者は皆無であるが、数年前日本人旅行者が空港の税関検査の際、常備薬の「白い粉薬」をコカインと間違えられて、長時間取り調べられたことがある。

●不法就労

カリブ海諸国の中では産油国で豊かな国であり、ガイアナ、その他のカリブ諸国からの不法就労者もかなり多いといわれている。就労許可を得ずに就労した場合は、即ち国外追放ということになる。就労許可は、技術者については比較的取得しやすいのだが、事務系や一般労務に就く者については、かなり厳しいといわれている。

●治安維持

トリニダード・トバゴは、1962年の独立以来1970年に黒人暴動があったほかは、反政府暴動、テロ等の事件はほとんどなく、人種構成（アフリカ系黒人41%、インド系41%、混血16%、その他は白人、中国人等）および宗教（キリスト教、ヒンズー教、イスラム教等）の背景から政情、治安ともに比較的安定を保っていたが、1990年7月27日に元警察官出身のアブ・バカーを指導者とする親リビア・アフリカ系イスラム原理主義者集団（ジャマート・アル・ムスリミン）によるクーデター事件が発生し、かなりの死傷者を出すという不幸な出来事が起きた。一時は国家非常事態宣言が発動され、政府、国民および現地在留外国人は混乱と不安に陥った。幸いにして、事態は短期間で收拾し、事件は未遂に終わったが、この事件によってもたらされた国家全体としての被害総額は膨大であり、また、被害を被った人々の数は相当数に上り、社会的、精神的損失は計り知れない。しかし、未遂事件から3年が経過した今日では、その後遺症も徐々に癒えつつあるようか

KAN00010 ニカラグア [安全の基礎]
ニカラグア共和国
Republic of Nicaragua

出入国時の留意事項

●査証

入国する際には査証の取得が必要。査証取得にあたっては、申請書3枚、コントロール・カード1枚、写真(5×6センチ)4枚、旅券、航空券が必要。査証の有効期限は入国の日から数えて30日で、発給日から30日以内に入国しない場合は査証失効となる。在留延長手続は、内務省入出国管理局で行われる。手続きは査証の有効期限が切れる前に必ず行わなければならない。

●出入国審査

1990年の民政移管後、比較的スムーズに行われるようになった。審査にあたっては、機内で渡される搭乗カード(Tarjeta de Embarque Desembarque: ノン・カーボン・コピー付き)および税関申告書に所要事項を記入のうえ提出する。記入ミスがあると別のカードに新たに記入しなければならないので、十分に注意すること。なお、出国税は12米ドル。

●通関

一般旅行者に対する税関検査は、比較的簡単に行われる。ただし生鮮食品、植物、種子等の持ち込みには厳しい検査が行われるほか、麻薬、ポルノ雑誌等の持ち込みは禁止になっている。また、出国時の検査では、マヤ文明時代の土器など出土品の持ち出しが禁止されているほか、ニカラグアで購入する絵画についても文化省の許可を得ることなく国外に持ち出すことはできない。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国時に出入国管理官に提出するカードがこれに代わる。30日以上滞りを希望する場合は、査証の有効期限が切れる前に出入国管理局で滞在期間の延長手続を取るようになるが、その際正確な住所を申告する必要がある。手続きは1日で終了する。

●写真撮影の制限

軍の施設、政府の要人の住居等は撮影禁止となっている。何げなしに一般住宅だと思い撮影したところが軍の施設でフィルムを没収された例もあるので、写真撮影にあたっては十分な注意が必要である。また兵士を撮影する場合には写真撮影の可否につき本人に確認するのもひとつの方法。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持および持ち込みは禁止されており、厳しいチェックが行われている。税関には麻薬検出のため十分に訓練を受けた犬が配属されている。麻薬所持者、密売人等に対する刑罰は麻薬の種類、初犯か再犯かにより6カ月から5年の禁固刑が科せられる。嫌疑をかけられないためにも、麻薬と間違われそうな医薬品の携行に際しては、医師の証明書を取り付ける等十分な配慮が必要。

●不法就労

入国するにはまず滞在期間30日の査証を取得することになるが、この査証での就労は認められていない。したがって入国後、内務省入出国管理局で就労許可の申請を行う。なお

、不法就労は国外強制送還の対象となる。

その他特殊取締

外貨不足が著しいため、政府は中央銀行公認の両替所を設け、換金を認めている。なお、公認の両替所以外での換金は不法と見なされ処罰の対象となる。なお、1993年9月1日現在のレートは、6.35コルドバ・オロ＝1米ドル。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の95%はカトリック教徒。ニカラグア人はラテンアメリカ人特有の陽気な性質をもつ反面、現政権への支持、不支持をめぐって家庭内が分裂しているとか、肉親が国外に亡命している家庭が多いなど、意外と暗い一面も持っている。

安全のためのひとくちアドバイス

首都マナグアを見る限り一応の治安は維持されている。ただし油断は禁物で、バス・タクシーの利用時、人けのないところの一人歩きや夜間外出の際には十分に注意する必要がある。また、北部国境地域へ旅行する際、同地域には内戦中のゲリラ、退役した軍人などが武器を保有しているため警戒が必要であるほか、山岳地域には内戦中埋められた地雷が散在しているため、立ち入らないことが望ましい。

健康上の留意事項

ニカラグアは、熱帯サバナ気候に属し、1年を通じて暑い。乾季(11～3月)には朝晩冷えることがあり風邪に注意。水道水は一般に飲用可であるが、ホテル等では備え付けのミネラル・ウォーターを飲用するのが無難。マナグア以外の地方では、マラリアおよびデング熱の原因となる蚊が多いので注意が必要。

緊急時の連絡先

〈警察〉 マナグア市ボロニア地区 Tel.662972

〈消防署〉 Tel.51444

〈救急車〉 Tel.43180

〈病院〉

ベルタ・カルデロン病院 Tel.51787

ベレス・パイス病院 Tel.50044

マノロ・モラレス病院 Tel.70990

パウティスタ病院 Tel.26913

エスペシアリダーデス病院 Tel.661163

緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロソ

「助けて」＝ソコーロ

「警察」＝ポリシア

「警察を呼んでくれ」＝ポリシア・ポル・ファボール

「パトカー」＝パトゥルーリヤ

「救急車」＝アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在ニカラグア大使館

Embajada del Japon, Del Hospital Militar, 1 cuadra al Lago y 1 1/2 cuerdas Abajo, Mano Izquierda, Bolonia, Managua, Nicaragua (Apartado: #1789, Managua)

Tel.668668～71

治安・防犯の手引き

在ニカラグア日本国大使館

はじめに

今般、当国在住の皆様が安全に生活できるための参考として、「治安・防犯の手引き'92年版」を作成しました。当国に長く滞在されている方にとっては、ごく当然のことで、目新しい点はないかもしれませんが、新たに赴任される方々にとってはそれなりにお役に立つのでは無いかと思われます。

本手引きは、今後とも更に充実したものにして参りたいと考えておりますところ、皆様の生活体験に基づくご意見等お気づきの点がありましたら、大使館領事部まで御連絡下さい。

1. 当国治安情勢

当国は90年4月サンディニスタ政権からチャモロ民主主義政権に交替後間もなく、また10年に及ぶ内戦の後遺症もあり、治安情勢は依然よくありません。

(1) 当国北部及び中部地域では、新政権発足後もレコントラとレコンパスの反政府活動及び両グループ間の戦闘が続いていましたが、本年4月政府の対話・武装解除政策により一旦終息したかに思われました。しかし、その後政府が公約を早期に履行しなかったため、両グループが共同しレプエルトスと名を変えて交通網遮断・農場占拠等の反政府行動を再開したり、野盗化した武装グループによる殺人・強盗・身代金目的の誘拐事件等が頻繁に発生するなど同地期の混乱が続いています。

(2) 当国の一般治安情勢も悪化しており、91年の特徴的傾向及び犯罪発生状況は次表の通りです。

(ア) 特徴的傾向

- ・84年から増加傾向(約3倍)にあり、現在も増加中。
- ・次表の様な凶悪事件が全犯罪の53%を占めている。
- ・8～10月に犯罪が多発する傾向にある。
- ・全犯罪の42%がマナグア市内で発生している。
- ・強盗事件が多発しており、殆どが特凶器強盗である。

(イ) 犯罪発生状況

	ニカラグア全国	マナグア	対 日本
殺人	発生件数	987 (+60)	159
	発生率	24.7 (+1.5)	15.9
強盗	発生件数	9,507 (+312)	5,731
	発生率	237.7 (+7.8)	573.1
傷害	発生件数	5,599 (+1,031)	2,156
	発生率	140 (+25.8)	215.6
強姦	発生件数	589 (+83)	172
	発生率	14.7 (+2.1)	17.2
窃盗	発生件数	9,499 (-319)	2,752
	発生率	237.5 (-8.0)	275.2

合計 発生件数	26,183 (+1,167)	10,970	
発生率	654.6 (+29.2)	1097.0	-----

(注) 発生率は、人口10万人当たりの発生件数を小数点第1位(第2位以下四捨五入)まで記入。

(3) マナグア市内の治安情勢も悪化傾向を辿っていますが、さらに政情不安による暴動事件も頻発しており、昨年末には武装したサンディニスタシンバが市役所等を襲撃焼き討ちする事件が発生していますし、本年7月20日には国営バス組合、学生、退役軍人等のデモが同時多発的に行なわれ、同日未明には大統領府前で退役軍人と警察の銃撃戦にまで発展、数10人の死傷者を出すという事件も発生しています。

2. 防犯対策

当国在留邦人の安全確保は、ニカラグア政府が第1義的に責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助措置を取ることとなりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権の下に、当国政府の責任で処理されることとなります。

従いまして、常日頃から皆様ご自身が安全対策に関する問題意識を持つと共に、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることになり、次の点に心掛ける必要があります。

(1) 安全のための基本原則

海外生活での行動の三原則は「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風習や価値観を十分に考慮した上で行動する必要があります。

(2) 安全に関する情報収集等独自のネットワーク作り

安全のための情報収集は、海外生活では欠かすことの出来ないトラブル防止策です。日頃から新聞・テレビ・ラジオ(特に緊急時はBBCやラジオ・ジャパン [15.325KHZ, PM9:00~10:00] 等の国際放送が貴重な情報源)のニュースに最低限の関心を払うと共に、現地社会に早く溶け込み様々な情報が常に得られるようなネットワーク作りに心掛ける必要があります。

(3) 緊急時の連絡先の把握

当国は在留邦人が希少であることから、各人において大使館・警察・消防・信頼できる近隣者・病院等の緊急連絡先を明らかにしておくと共に、特に3か月以上の滞在を予定されている場合は、大使館に在留届をする必要があります(これは、緊急連絡時に利用されます)。

(4) 強盗・空き巣対策

先に述べた通り近年特凶器強盗の発生が増加しており、以下のような住居のハード面の警備強化をする必要があります。

(ア) 塀・鉄柵・錠等の強化を図る。

(イ) 防犯ベル・サイレン等の安全機器を設置する。

(ウ) 外出時、常時使用人等の家人を残すようにし、留守にしない。

(エ) 必ず夜警を雇ったり、場合によっては番犬を飼うように努める。

(5) 誘拐対策

当国では他の中南米地域で発生しているような日本人を対象にした誘拐事件は起こっていませんが、最近身代金目的の誘拐事件が発生するケースが増えており、今後以下の点に注意するなど、十分な警戒が必要です。

(ア) 通勤時の安全対策として、出勤・退社時間を常に変える等狙われにくくする。

(イ) 誘拐犯は対象者を選ぶ際、下見・観察をするため必ず兆候がある。従って、日頃から自分の周囲のちょっとした変化を見分けるセンスを磨いておく。また、少しでも兆候を感じたら遠慮なく大使館に通報して対応策を協議する。

(ウ) 強盗・空き巣対策と同様、住居のハード面の強化に努める。

KAN00010 ハイチ【安全の基礎】

ハイチ共和国

Republic of Haiti

(注) 1994年1月15日現在、ハイチには渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

査証は必要。在外公館は少ないので、なるべく東京で取得すること。

●出入国審査

入国の際、機上で配られた2枚綴りの出入国カードにあらかじめ必要事項を記入のうえ、係官に提示する。問題がなければ出入国カード(黄色)に入国スタンプを押して返してくれる。この出入国カードは、ホテル宿泊のとき提示を求められるので、なくさないように注意する。

出国の際には、航空会社にチェックイン時に空港税25米ドルを支払う。

●外貨申告

外貨の申告は必要ない。為替は変動制で、現在は1米ドル=12~13グルド程度である。

●通関

空港では荷物はすべて開けて検査されるが、ウイスキー、電気製品、カメラ、食料品、その他常識内なら問題はない。報道関係機材の持ち込みの場合は、事前に情報省にリストを提出して許可を得ることが必要。

滞在時の留意事項

●滞在届

観光等の短期滞在査証の場合、3カ月までは滞在届の必要はない。長期滞在の場合は、内務省移民局に滞在届を提出し、滞在許可証および身分証明書の交付を受ける。この場合368グルドを必要とする(1年ごとに更新)。3カ月の短期滞在査証所持者で3カ月を超えて滞在する場合は、1度だけ3カ月を限度として滞在延長が可能である。この場合110グルドが必要である。

●旅行制限

旅行制限はない。

●写真撮影の制限

外部からの撮影には、特に制限はない。ただし内部に入ってから制限はある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

中南米からアメリカへの中継基地となっており、麻薬の取り締まりは最近非常に厳しくなっている。ハイチの法律では、麻薬の密輸、製造に携わった者は5~10年の禁固刑および10万~200万米ドルの罰金、また麻薬の取引に関与した者は、3~5年の禁固刑および5万~40万米ドルの罰金となる。不法所持発覚の場合は、1~3年の禁固刑または1000~4000米ドルの罰金となっており、再犯の場合はこの罰則が2つとも課せられる。

●不法就労

1991年11月より経済制裁中で、失業率は70%以上とも言われ、正規の就労入国査証についての審査は厳しい。

●治安維持

1986年2月の政変以来、治安は悪くなっており、銃を使っての強盗やコソ泥、またスリの類が増え、凶悪化している。日中の街中では、スリ、泥棒の類は比較的少ないが、警察はまったく頼りにならないので、自衛が肝要である。さらに1991年9月末のクーデター後、日本政府は、渡航自粛勧告を発出し在留日本人への国外退避勧告を通報したが、1992年7月国外退避勧告のみ解除した。その後1993年9月から国内政治の治安情勢が再び悪化し、1993年12月に再度退避勧告を発出した。

その他特殊取締

デモ、スト等の場合、首都および地方では、バリケードにより道路が閉鎖されることがあるが、危険地帯は限られているので、近寄らないように注意すること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

困窮者が多いが、意外にのんきで気位が高くおしゃれである。道等を尋ねても、そっぽを向くということはほとんどなく、親切丁寧に教えてくれる。しかし、まったく間違っていることもある。

スーパーや一流店での商品の値引きはないが、普通、品物を購入する場合、値引交渉するのが一般的である。

安全のためのひとくちアドバイス

物乞いが非常に多い。誰彼にかかわらず手を出し、強引である。

市内でのタクシーは乗り合いが通常である。空港、ホテル等では貸し切りタクシーがあるが、乗る場合は行き先をはっきり告げて、何人でいくらと最初に値段を交渉すること。

健康上の留意事項

ハイチは、インフラが未整備で、またエイズ、マラリア、デング熱、結核、腸チフス、赤痢、サルモネラ、その他ほとんどの伝染病があるうえ1年中暑いので、心身が疲労しやすい。睡眠を十分にとって健康に注意し、趣味をもつことが必要である。

医療事情もよくない。医療システムは分業となっているので、治療、投薬までに時間がかかる。簡単な病気は問題ないが、難しい病気や手術などは、マイアミかニューヨークに飛んだほうがよい。また、他国と比べてエイズの罹患率が高いので、注意を要する。

病院としては次の2つが比較的よい。

HOPITAL CANAPE VERT Tel.45-1052

HOPITAL SAINT FRANCOIS DE SALES

Tel.23-2110

注意事項としては、(1)水道水は絶対に飲まないこと、(2)果物等はミカン、バナナ等皮をむいて食べるものはよいが、生野菜、イチゴ等の場合は注意すること、(3)外出から帰ったときおよび現地通貨を持ったとき等は、必ず手を洗いうがいをすることなどが肝要である。

緊急時の連絡先

(警察) Tel.114, 22-1117

(救急病院) Tel.116, 22-2612

(火事) Tel.115, 22-1028

(電気) Tel.22-2277

(水道) Tel.22-4037

(赤十字) Tel.23-2709

緊急時の言葉

「警察」=ポリス

「泥棒」 = バレ, ボレ
「助けて」 = アン ムエイ
「救急車」 = アンピアンス
「病院」 = オピタル
「人殺し」 = アサッセン

在外公館アドレス

●大使館

在ハイチ大使館 (兼勤)

Ambassade du Japon, Villa Bella Vista No.2 Impasse Tulipe Desprez,
Port-au-Prince, Haiti
Tel. 45-5875, 45-3333

KAN00010 ハイチ「防犯の手引き」
防犯の手引き

平成4年10月1日
在ハイチ日本国大使館

まえがき

このたび、皆様が高ハイチで安全に生活される上での、防犯の手引きを作成しました。当国に長期滞在されている方を取っては極あたり前の事しか記載されておらず、特に目新しい点はないかも知れませんが、当国に赴任される方を取っては、それなりにお役に立つのではないかと思います。

本手引きは、今後更に充実したものにしていきたいと思っておりますので、皆様の生活体験に基づくご意見やアイディア等ございましたら、大使館まで御連絡下さい。

在ハイチ日本国大使館

目次

1. 当国の治安
 - (1) 政情概観
 - (2) 治安
2. 防犯対策
3. 安全対策
 - (1) 毎日の生活
 - (2) 使用人
 - (3) 外出
 - (4) 休暇等長期間の留守
 - (5) 緊急事態
4. 生活上必要な電話番号
5. おわりに

1. 当国の治安

(1) 政情概観

ハイチは、1804年フランスの植民地から独立した黒人国家です。1986年2月に、29年間続いたデュバリエ父子による独裁体制が倒れたあと、民主主義国家を目指して、最初は軍民による国家評議会（CNG）を作り、選挙による文民政権へ移管しようとしてきました。しかし、過去の独裁時代の反動があり、デモ・ストが頻発した事もあります。軍内部には、旧体制派やシンバがたくさんいたため、政党政治を嫌い、いろいろな事件が起こり、治安が乱れ政情が不安定となりました。そして、1987年11月29日の大統領選挙の日に、投票所が襲われ、大量の市民が殺され大統領選挙が中止となる事件が起こり、国際社会は、驚き、非難し、援助を手控えました。

諸外国の援助停止により国家経済は低迷し、もともとLLDCであるハイチの貧困は更にひどくなりました。国際世論に反して、軍事政権が1990年3月まで続きます。

その間CNG政権下で投票率5%以下という選挙で大統領が選出されたり、クーデターが2度も起こり、政情の不安定が続き政権も3回代わりました。そして、社会の無秩序化が進み治安事情が非常に悪くなりました。この要因は、旧体制派の体質が軍民を問わず強く残っていたこと、行政や司法の機能が低下したこと、更に国民の貧しさがひどくなったことによるもので、民家が襲われたり、殺害や盗難事件が多発しました。特に、政変のあった時期は増えます。

軍政権については、1990年3月初め、内外の民主化の流れに抗し切れず、アブリル政権をもって終わりますが、国内治安の悪さはその後も続いています。

3月12日、主要政党、政治団体により選ばれた、最高裁の女性判事エルタ・パスカル・トゥルイヨ臨時大統領の下で、民政移管のための選挙管理政府が発足しました。同年12月16日、民主主義政権移管のための総選挙が実施され、アリストテッド神父が大統領に選出されました。91年1月6日、これに不満を持ったラフォンタン元国防相・秘密警察長官一味によるクーデター事件が発生しましたが、民衆の指示を得られず未遂に終わりました。2月7日、アリストテッド大統領就任式が予定通り行われ民政化へ一歩踏み出しました。しかし、絶対多数の下層階級の国民の人気のみが先行し、政治能力が期待したほど無かったため、次第に軍関係者や経済界との溝が深まり、9月29日軍によりクーデターが発生し、アリストテッドは国外に脱出しました。クーデター側は、最初ネレット最高裁判官判事を臨時大統領とし、デファクト政権が誕生し、92年6月より、バザン首相が政権を担当しています。この民主主義に逆行する行為に各国は非難し、ヴァチカンを除く各国はデファクト政権を承認しておらず、OASが中心となり経済制裁を実施し、政治危機が続き、治安は極めて不安定な状態にあります。

(2) 治安

当国の治安事情は、上記(1)の様な政情から決して良い状況にはありません。

ハイティ人は、元来温和な国民で独裁時代の治安は比較的良好であったといわれます。独裁の抑圧から開放されて以来、社会秩序が乱れ、行政不在の状況もあって、貧困に起因する強盗、コソ泥やスリ等が増えています。また、最近不法に武器を持っている者が増加しており、一歩間違えば生命に危険が生ずる可能性が増大してきています。しかし、外国人に対する誘拐や殺害といった事件被害はあまり見られず、この点むしろ凶悪な犯罪は他の中南米諸国に比べ少ないと言えます。

2. 防犯対策

前述のとおり、他諸国に比較すると、相対的に犯罪発生率は高くありませんが、最近人権侵害、殺人事件が多発しています。従って、常に注意を怠らないという心構えを持つことが、先ず肝心であり、これ以上の防御策は無いでしょう。

例えば、空港、マーケット、ホテル等の不特定多数が集まる場所では常に携帯品の存在を忘れずに自ら所持し、所持出来ない場合は必ず目の届く範囲に置くことが必要です。

自宅にメイド・ボーイを使っている家庭では、彼らの目の届くところには貴金属や現金を置かず、彼らに出来心を起こさせないためにも、いつも心がけることが必要です。

3. 安全対策

(1) 毎日の生活

(イ)家の出入り口は必要最小限とする。表口及び裏口各1ヶ所を原則として、残りは常時施錠が好ましい。

(ロ)可能ならば適宜、場合によっては半年に一度くらいは要所の錠を交換する。

(ハ)物売り、見知らぬ者を敷地内にいれない。

(ニ)犬を飼うのは良い方法と言える。ハイティ人ならずとも、よその犬は怖いものである。

(2) 使用人

生活の中で身近に働く人間だけに苦勞する。我々から見てウソ付き、盗みと考えることの多くは、使用人にとっては全く自然かつ無自覚な行為のこともあり、小さな盗みにスキを見せたり、許したりするとエスカレートするので、必ず気付いた時点で注意する。

*雇用の注意点

(イ)身元を必ず確認すること。

(ロ)3ヵ月の使用期間が認められているので、その間に不審をいただいたら解雇する。明日とか余裕を与えない。

(ハ)使用人に対しても、その人格を尊重すべきであり差別する態度を見せることは、お

もわぬ反感を受けたりすることもあり、また、日本的に親切心を示すとつけ上がるので、その間ぐらいに接するようにする。

(二) こまめに室内を監視すること。物を捨てる振りをして盗むとか、方法は多種多様。たとえ、現行犯を捕まえても、まず、自分の罪は認めない。

(3) 外出

一般的に人通りの多いところでは、置き引き・スリ、人通りの少ないところでは、強盗と各々注意すること。日常は、派手な服装や立派な服装は避けましょう。夜は何が起きるかわからないので特に注意し、近道があっても、なるべく大通りを通行するようにしましょう。

また、自宅、会社を出るときは周囲の状況を確認する習慣をつける様にする必要があります。不審なものに車を止められてもドアを開けず、やむを得ないときは、少しでも窓を開けるようにしましょう。

(4) 休暇等長期間の留守

本当に信頼が置ける留守番がいれば良いが、これはまず無理なので、泥棒が入っても被害を最小限に食い止められるように高価なものは別に箱などに詰めて誰かに保管を頼むのも手です。

(5) 緊急事態

当国は1986年2月の政変以来、治安事情が安定していないため邦人の皆さんの身の安全が常に懸念される場所です。現在、不安定な政情が続き、治安は悪化の傾向にありますので、ここ当分は、邦人各人が十分状況に注意して慎重な態度を取ることが必要です。

(i) 平素の準備

(a) 食料品・飲料水は、平素から少し蓄えておく。特に米、パン、牛乳、カンヅメ等、冷蔵庫に食料品が全く無くなるということのないように注意して下さい。また、使用人の食糧も少し蓄えておくことも必要です。

(b) ガスボンベの予備を一本確保

(c) 自動車の燃料は、満タンにしておくよう留意して下さい。

(e) 緊急移動に備え最小限のものは、一つのスーツケースにまとめられるように時々点検すること。(旅券、現金、衣類、緊急薬品等)

(ii) 緊急事態が発生するおそれがあると判断された場合

(a) テレビ、ラジオニュースをしっかりと聞いて、情報を早くつかむこと。

(b) 食料品の買物は、一時に多く買い、行く回数を減らす。

(c) 平静を保ち、デマ等に惑わされたり、群集心理に巻き込まれぬよう注意すること。

(iii) 緊急事態が発生した場合

緊急事態が発生した場合は、大使館に連絡して下さい。なお、邦人全体として対応する必要がある場合は、大使館からも皆さんの安全を確認するため緊急連絡体制に基づき電話、伝言、訪ねるなどの方法により連絡致しますので、当地を離れる場合(休暇、出張等)前広にご通報下さるようお願いいたします。

(二) その他

緊急時に備え、家庭には必ず緊急連絡先一覧表を備えておく必要があります。(警察、会社、友人、大使館等の電話番号)

4. 生活上必要な電話番号

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 日本大使館 | 45-3333, 45-5875 |
| (2) 警察 | 114 |
| | 22-1117 ポルトーフランス |
| | 57-0017 ペチヨンビル |
| (3) 消防 | 115 (22-1028) |
| (4) 緊急病院 | 116 (22-2612) |
| (5) 水道 | 22-4037, 22-4133 |

(6) 電気

22-3367, 22-2277 (緊急)

5. おわりに

衛生が悪く、娯楽に乏しい。病気になった場合はその治療のためには北米に赴くしかない。日本料理店、日本食料店もありませんし、生活環境は決して恵まれたものとは言えませんが、明るい太陽と海、さわやかな空気は十分にあります。必要な常備薬等あれば入手できるよう手当てしておきましょう。娯楽面でも自分の趣味を生かせるもの（書籍、カラオケ、ゴルフ、テニス、釣道具、将棋、碁等）は携行することをお勧めします。

防犯の心構えを疎かにすることなく、在留中悔いの無い生活を過ごされることをお祈りします。

KAN00010 パナマ【安全の基礎】

パナマ共和国

Republic of Panama

出入国時の留意事項

●査証

入国には査証が必要。ツーリスト・カードでも入国は可能であるが、原則として査証を取得しておくこと。短期の滞在であれば観光査証（30日滞在可能で、60日延長できる）もしくは短期滞在査証（観光以外の目的、90日滞在可能）を、長期滞在であれば、一時訪問査証（就労・留学等）もしくは特別一時訪問査証（外国からの収入でパナマに住む場合、パナマ国内では就労できない）を取得しなければならない。

取得方法は観光査証については各国のパナマ大使館で、その他の査証については、各国のパナマ大使館または観光査証でパナマに入国した後、移民局から取得する。観光査証の延長手続は移民局で行う。また、その際滞在届を提出する必要がある。

●出入国審査

観光査証もしくはツーリスト・カード（パナマに乗り入れている航空会社が出発地で交付するもの、30日間滞在可能）を所持していない場合、パナマに入国できない。また、入国審査官が不適切と認めた場合（たとえば他の国で国外退去を命じられた者）も入国できない。ただし、出入国審査そのものは、他の国に比べ特に厳しいということはない。なお、30日を超えてパナマに滞在した場合、出国時に出国許可証（移民局発行）が必要である。出国許可証を取得するためにはまず大蔵省より“Pazy Salvo”（一種の納税証明書、未払いの税金がないことの証明）の交付を受け、旅券とともに移民局に提示する必要がある。

●外貨申告

パナマの通貨として名目上バルボア貨があり、米ドルと等価となっているが、実際はすべて米ドル紙幣がそのまま使われており、バルボア紙幣はない。ただし、補助貨幣としてセンチシモ（1バルボア=100センチシモ。米国硬貨同様1、5、10、25、および50各センチシモ硬貨がある）硬貨が発行されていて、米ドル硬貨とともに使われている。為替管理がないため、外貨の持ち込み、持ち出しは自由。また、外国との間の送金の制限はなく、換金も自由にできる。

●通関

別送の荷物を含め、同一のものを多数持ち込んだ場合や高価なものには課税される。麻薬、銃、刀、爆発物、生ものは持ち込み禁止。ペットは検疫が必要。出国時の通関は特になが、必要と認めた場合、チェックを受ける可能性がある。なお、麻薬等所持が禁止されているもののほか、重要文化財等は、持ち出しが禁止されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

観光査証で30日を超えてパナマに滞在しようとする場合、30日を超える前に観光査証を延長する必要があるが、かつ移民局に滞在手続を行わなければならない。また観光査証以外の査証でパナマに入国した者は、3日以内に滞在手続を行わなければならない。必要な書類は旅券と写真2枚で、申請書は移民局にある。なお、本人が出頭しなければならない。

●旅行制限

パナマ国家保安隊、アメリカ南方軍の施設を除き、立ち入りが禁止されている地域はない。

●写真撮影の制限

パナマ国家保安隊、アメリカ南方軍の施設を除き、写真撮影が禁止されている地域はない。ただしデモ、集会等反政府活動を行っている場所で写真を撮ることは、反政府勢力の一員と見なされる等、あらぬ疑いをかけられるおそれがあるので写真撮影は厳禁。また、劇場、コンサート会場等では、写真撮影を控えること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

パナマでは麻薬を所持することが禁止されている。麻薬の持ち込みおよび持ち出しに対する刑罰として8年から15年までの禁固刑、また麻薬の不法所持に対する刑罰として1年間から3年までの禁固刑もしくは50日から250日分の罰金に処せられる。

●不法就労

すべての外国人は、パナマで就労しようとする場合、就労許可証を取得する必要がある。不法就労の場合、国外退去を命じられる。

就労許可証は、1年間有効で4回更新できる。就労許可証の申請は弁護士を通じ労働省に対し行う。必要な書類は、(1)申請書、(2)労働契約書、(3)会社から労働省あてのレター（理由、給与額、任期後はパナマから出国することおよび後任にはパナマ人を雇うことの同意等を記載）、(4)技術者の場合は免状および経歴、(5)従業員名簿、(6)写真8枚。

なお、外国人の就労によりパナマ人の職を奪うおそれがある場合、また、医療、法律関係等パナマ人により行われるべき職業については、就労許可証を取得することは困難。

●治安維持

1989年12月20日にできた新政権によって、デモ・集会の制限（1987年8月14日付大統領令第63号）が解除され、治安上大きな問題はなくなった。報道の自由も保障されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

パナマ国民のほとんどがカトリック教徒であるが、憲法により宗教の自由は保障されている。パナマの生活様式は、パナマ運河建設以降アメリカの影響が強かったことにより、特に都市部ではアメリカ的である。時間の観念はあまりなく、神経質になりすぎないようにすること。パナマ人は公衆マナーをよく守り、服装もきちんとしているので、そのつもりで行動すること。

安全のためのひとくちアドバイス

パナマでは最近、強盗、ひったくり等の犯罪が増えているので、十分注意が必要。特にパナマ市のダウンタウン、カリブ海側コロ市全域は、たいへん危険なので、立ち入らないようにすること。また、自動車の運転が乱暴なので、事故に遭わないよう注意すること。

健康上の留意事項

1年中蒸し暑いところなので、食事と睡眠に留意し、疲れを残さないようにすることが肝要である。

パナマでは皮膚のかびが一種の風土病ともいえるが、この予防としては、汗をかくことが多いので頻りにシャワーを浴びて身体を常に清潔にしておくことである。

また、風邪をひくと日本の夏風邪同様なかなか治らないので、汗をかいたり、雨に濡れたときなどは注意すること。

緊急時の連絡先

（警察） Tel.104

《救急車》

サントトーマス病院 Tel.25-1436

パイテージャ病院 Tel.63-7977

社会保険病院 Tel.64-3871

《消防署》 Tel.103

《電話局》 Tel.102

《電気》 Tel.63-9936

《水道》 Tel.23-1340

《病院》 パイテージャ病院 Tel.63-7977

緊急時の言葉

「泥棒」 = ラドロ

「助けて」 = ソコーロ

「警察」 = ポリシア

「警察を呼んでくれ」 = ジャメ・ア・ラ・ポリシア

「パトカー」 = パトゥルージャ

「救急車」 = アンブランシア

「救急車を呼んでくれ」 = ジャメ・ア・ラ・アンブランシア

在外公館アドレス

●大使館

在パナマ大使館

Embajada del Japon, Calle 50 y 60E, Obarrio, Apartado No.1411, Panama
1, Republica de Panama

Tel.63-6155